

村合併に並行してやるべきものに対する考え方方が、予算的措置と並行して足らないのではないかと考えるのであります。これが対して具体的な計画なりあるいは将来の予算的措置等の構想がござりますかを承わりたいのであります。

いたしております予算の運営につきましては、そういった扱いを十分徹底いたすことによりまして、組合の強化対策に資したい、かように考へておるわけでござります。

○永山委員 町村合併に即応いたしまして、経済団体、ことに森林組合の地

○右谷政府委員 不振組合に対しまするところの再建整備並びに整備促進の問題につきましては、私どもいたしましても、従来からこれを取り上げて実は推進をして参つておりますて、それぞれ効果ある結果が生まれつたある現状であるわけでござりまするが、御

域単位の強化、すなわち合併強化等に
対する積極的な施策と、これに対する
予算的措置を特にこの場合要望をいた
して、来年度にはぜひ一つ具現できる
ようお願いを申し上げたいのでござ
います。

指摘のように、現在非常に不振をきわめているという組合の実態の中から、は、いわゆる組合を構成いたしまする地域、範囲というものが比較的狭いといふことから来ております不振原因もあるわけであります。従いましてその間の事情からいたしますると、組合単位の合併を促進することによりまして不振組合の漸減をはかつて参るというようなことを実は取り上げて参らなければならぬまい。これに対しましては合併いろいろ研究をいたしておるわけでもござりますけれども、まだこれを予算化するという段階に実は至つておらないわけであります。先ほども御説明申し上げましたように、新農山漁村の建設計画の中の山村振興対策の実施の中心的な機関、組織といたしまして森林組合の機能を十二分に活用する。これは大と思うわけであります。すでに成立

ございましたように、町村の仕事、県の仕事あるいは国家の仕事を代行をいたしておりますと同時に、教育、指導の面を担当いたしておりますのでございますからして、これは組合員の利益をはかると同時に、また国家の大目的に向つて教育指導面を推進をいたし、国及び地方の事務の代行をいたしているという観点から見まして、政府は森林組合育成に助成金を出さねばならぬと考えるのでございますが、この点に対する考え方を承わりたい。

合である森林組合等には、助成金は出しえないというような方針になつておられるようでございますが、しかし森林組合は、技術、教育の指導、さらに国家行政、地方行政に非常なる協力をいたしているのでござりますから、ここに技術指導あるいは教育普及というような事業面に対しても補助金を出すというような考え方方に割り切っていたことを特に要望いたすものでございます。ここで単位組合が非常に経済的にも弱体でございますが、従つてその使用しているところの人も少ないのでござりますからして、町村合併に即応いたして、それらの合併を促進する行政的指導なり、あるいは国の助成を要望いたすのでございますが、しかしながら厚生省関係の方がお見えになりましたから、関連して御質問申し上げるのでございますが、この技術及職員の五人以下の使用者を持つておるのが大部分であるのが森林組合の単位組合でございます。それで非常に弱体であつて指導的地位に立つことができないという状態でございますから、せめ

いということで、かたがた森林組合連合会等との間にも話し合いを進めているわけでございますが、まだこれらについて具体的な結論を得ているという段階でないわけであります。

○吉川委員長代理 永山君に申し上げます。先ほど申し上げました政府側の出席者のうち厚生省から高田保険局長、それから通産省から川築業建材課長、大蔵省から大村主計官が見えましたが、特に高田保険局長は他の委員会の都合で急いでおいでになりますから、そのおつもりでお願いをいたします。

○永山委員 そのつもりで今審議を進めておりますが、それで厚生省の方にお問い合わせしたいのです。農林当局は身分保障の点に関して、連合会等が系統所属の組合の健保一括加入をしきりに推進をいたしておりますのでございますが、厚生当局の方では、ことに末端の方ではそういうことは扱いかねるというよう言われておるのでございまですが、その原因はどこにあるとお考えになりますか。

ように五人未満の事業所であるとかと思ひます。そうなりますと結局現在の健康保険の建前では、強制加入とということにはなっておりません。ただ任意包括という制度が別にあるわけでござりますが、その際、そういう制度はありますけれども、原則として五人未満の事業所の従業員につきましては現在健保の外にある、そういうわけで結局御指摘のような問題が起るのであるかと思います。この五人未満の事業所の従業員につきましては、森林組合の従業員のみならず一般的な問題として、これを一日も早く国民皆保険という線に沿つて何らかの医療保険の中に入れていくべきであるということで、先生も御承知のように、今いろいろとその方策について検討いたしておる最中でございます。三十二年度中には大体の方向をきめたい、こういうふうに考えておるわけであります。それが一般的な五人未満の事業所の従業員というのと一括しまして、私どもの方としては森林組合の従業員についても考えて参りたい、かようなことで

おいて、森林区実施計画という計画があるわけであります、この森林区実施計画の実行、確保につきましては、森林組合で現にお持ちの技術員を十分に活用いたしまして、これらの協力によつて、国並びに都道府県の果すべき責任を果しているという現状があるわけであります、これらにつきましては、必要な予算措置は不十分ながら講じてあるという現状であるわけであります。

○石谷政府委員 現在単位森林組合並びに組合連合会の事務関係職員並びに技術関係の職員は、総計いたしまして六千四百人ばかりになるわけでございまして、御指摘のように、一単位組合におきまして五人以下というような事務並びに技術職員しか持つておらないうといふ組合が大部分であるわけでございます。何らかこれに対する身分保障の制度を研究いたさなければならぬ

○高田(正)政府委員 今の永山先生の御質問の御趣旨は、健保に加入するよう努めをしているけれどもそれが拒否される、その原因がどこにあるのかというような御質問ではないかと拝聴いたすのであります。おそらく森林組合の従業員が常時五人以上おる程度の組合でありますれば、これは健保で国または法人の事業所ということになりますして、強制加入になりますするのでその問題は起らないと思います。

吉川委員長代理 退席、筈山委員長代理着席

○高田(正)政府委員 今、永山先生の御質問の御趣旨は、健保に加入するよう努力をしているけれどもそれが拒否される、その原因がどこにあるのかというような御質問ではないかと拝聴いたすのであります。おそらく森林組合の従業員が常時五人以上おる程度の組合でありますれば、これは健保で国または法人の事業所ということになりますして、強制加入になりますのでその問題は起らないと思います。

〔吉川委員長代理 退席、筈山委員長代理着席〕

多分御指摘の点は、先ほどもお話しのように五人未満の事業所であろうかと思います。そうなりますと結局現在の健康保険の建前では、強制加入ということにはなっておりません。ただ任意包括といふ制度が別にあるわけでござりますが、その際、そういう制度はありますけれども原則として五人未満の事業所の従業員につきましては現在健保の外にある、そういうわけで結局御指摘のような問題が起るのであるかと思います。この五人未満の事業所の従業員につきましては、森林組合の従業員のみならず全般的な問題として、これを一日も早く国民皆保険という線に沿つて何らかの医療保険の中に入れていくべきであるというところで、先生も御承知のように、今いろいろとその方策について検討いたしておる最中でございます。三十二年度中には大体の方向をきめたい、こういうふうに考えておるわけであります。それが一般的な五人未満の事業所の従業員というのと一括しまして、私どもの方としては森林組合の従業員についても考えて参りたい、かようなことで

側が五で政府側が五になつております、民間が、その比率を変更される考え方であるかどうかを承わりたいのでありますけれども、こういうように、官行造林に移行されいくということは、単位森林組合が県境造林事業を請負つておりましたような関係等を合せまして、森林組合の育成強化が後退するのではないかということを憂えるものであります。と同時に、実際上山を所有している民間側から申しましても、手入れはあるほど政府がやってくれますけれども、しかしこれを伐採したときの収入が半減するという結果になり、また手入れをすることによってその間の間伐等による収益を得ておるのでありますと、自分が努力することによって収益を得ておるのでございます。これを営林署へまかすということは、たださえ営林署は人手が足りなくて實際上の複雑なる労働関係にあるのでございますから、これも官行造林へ移行するということは逆行であるということをわれわれは考えておるのでございますが、これに対する当局の御意見、なおここに至りました理由等をお伺いしたいであります。

○石谷政府委員 水源林の造成の事業と申しますのは、実態は造林事業でございますけれども、これは非常に収益性の低い地域に行われます公共的な造林である、こういう意味から従来も治山事業の中で取り上げて参つていると、いう経緯があるわけでございます。しかも從来やつて参りました方式は、新植樹につきまして国が三分の一、都道府県が三分の一、いわば両者を合しまして新植樹に対する全額補助で森林所有者も植栽をいたし、その後の保育、手入

われは森林所有者の責任でやって参る、こういうことで実は行う建前の予算でござります。それに對しまして、その後の保育、管理というものが十分徹底いたしませんと、水源涵養地の機能を當みますための水源林の造成がうまくいかないというようなことからいたしまして、この問題を取り上げて県と土地の所有者との間の契約に基きまして、この問題を取り上げて県と土県行造林というかつこうでやつて、いるものが決して少くないわけであります。これは現在やつておりますような対象に対する造林の仕事でござりますから、なかなか一般の手の加えにくい対象地域であるわけでございます。しかも森林の水源涵養地の土砂の崩壊防止の機能というようなものを重視いたしまず造林であります以上、ただ植えてその後の手入れ、保育というものが責任を持つて行われて参らぬということになりますと、そういう目的から非常に遠くなるということに相なるわけでございます。従いまして、この種の造林に対しましては、むしろ官行造林事業という、国の資金、国の組織、手をもつて造林からその後の保育、管理まで一貫して、要するに成林するまで一貫して責任を持つて、という態勢で取り上げる方がむしろ好ましいというようになります。しかしながら、現に土地の所有者と県との間に県行造林の契約が締結されておるというような土地もあるわけであります。しかしながら、現に土地の所有者と県との間に県行造林の契約が締結されておるというような土地もあるのまま国に移行させるということが非常に困難な部分だけにつきまして、一

第三十一年度中にこれを整理する、そういう整理がつくならば、今後は官行造林事業としてやって参りたいという意見が、私どもの端的な意見でございます。要するに、機能を重視して確実に成林するのを期待いたさなければならぬという対象でありますからして、ただいま申し上げますような方式の方がよろしいのではないか、こう考えております。しかしながらそれらのことにつきまして、御指摘のごとく、必ずしも国有林野事業の組織を全国の山林のすみずみまでに拡充しておるわけではございません。従いまして、国有林野事業の末端で、実行、監督その他すべて国でこれらのお思われる地域もあるうかと思うわけであります。そこで、そういう場合にござつては森林組合等の機能を十分活用いたしたいという先ほど来申し上げておりますが、その基本方針にのつとりまして、十分に研究をしていくという考え方を私どもは持つておるわけであります。

切りかえで、そうして民間側に植林の事業を行わすべきでありまして、それによって民間側の自家労働力の利用による間伐等の利潤あるいはこれを伐採したときの全額の収益を得せしめるべきであります。政府の計画では、官行造林を伐採後においては国が六割民間側が四割に持つていいきたいというような意図さえも考えられる。これはすべて大蔵省が国有林野の特別会計でやらしめれば補助金が少なくなるとようやうな、単なる会計経理の小児病的な考え方で、しかも、一方農林省の官僚主義で便乗をして、民間の事業の圧迫をなし、さらに民間側の収入を制約していくといふような、逆方面に進んでおるのではないかということを憂慮いたすものでありますて、現に各地方におきましては、この水源林涵養事業は、ぜひ一つ残してもらいたいという強い要望がありますことを特にこの場合申し添えまして、来年度予算においては御考慮を願いたいのですございまます。

託によって進んでおるところが非常に多いのでござります。ことに森林組合維持育成という面からいえば、この營林署の諸事業を森林組合にやらしめるという点に対して、一段と強い御指導を賜わらねばならぬと思うのでござりますが、この点に対しても一度長官の御意を伺いたいと思います。

○石谷政府委員 先ほど御説明申し上げましたように、水源林造成事業といふものは、全く私どもの今後の造林治山対策を有効に進めていくという立場から考へついた方策でございまして、補助金を削減するに役立つという意味合いから、他からしいられたものではこうまつもございません。現に一般造林としてやつておりますところのいわゆる造林事業につきましても、県費の義務負担というものがなかなかできかねるような情勢が次第に濃くなつて参りまして、計画目標の達成に至難を感じておるというような状況からいたしますと、この水源林造成事業に対する新植費の県費負担の補助額は普通造林よりも大きいわけであります。これは面積で比較いたしますると割に少うございますから、金額といたしましては確かに普通一般造林の場合における補助の額よりも低くなるわけでございますが、単価、補助率の点からいきますと高い、こういうことでございまして、今のように県費負担の問題が当然つきまとつて参りますと、そういう方面からも水源林造成事業というものを大きく取り上げましてやつて参ることに、今後困難を感じて参るということも当然あり得るだらうと私ども考えておるわけでございまして、一般の資金が入りにくい、それから造林対象とい

たしましては技術的にも困難であります。たしますようなところの造林こそは、国有林野事業においてこれを取り上げるというところの方が、むしろ態勢としては、この問題を正しく理解いたしまして、推進する上の強力な方策ではないか、こういうのが私どもの端的な見解でございます。しかしながらだいまも申し上げますように、国有林野事業の資金で、可能な限りこの植林機構を利用して責任を持って植栽並びに保育管理に当らせると申しながらも、地元の森林組合等の協力を得るという態勢を除外いたしましては、その成果は期待できないということは重々承知しておりますし、従来の事業の実態を私どもも十分わきまえております。従いまして、そういう間に出入りがないようにないたしたいということをこの機会にはつきり申し上げておきたいと思います。

予算以来国の補助率を削減いたしました、地方にまた強く影響いたしましたのあります。しかし日本経済は漸次上昇をたどりおりまして、府県、町村財政も最悪の事態から一歩ずつ上昇をしておるのでござりますから、少くとも国の補助率を少し上げるという考え方で進まればして、そうして県と町村の負担をあんばいをされるという行き方で進まれることが望ましいのであります。そして、県が地元負担として県の負担を出さずに、地元の市町村及び森林所有者に出させるというような事実があるがゆえに、すぐこれを国有林野事業に移行するという考え方は早計ではないか。私は、この場合において、大蔵当局が少くとも一兆円予算で抑えたところの補助率は、この神武天皇以来の好景気のときには引き戻さねばならぬ。林道にいたしましても、治山治水の事業にいたしましても、造林事業にいたしましても、その補助率を一割内外全部引下げてきたのであります。これら補助率は当然に引き上げて、そして県と地方町村並びに森林組合あるいは森林所有者が協力して森林事業に力を合わせてやるというような方途に進るべきでありますし、官僚主義へ移行するということについては、いま一度のお考えを願いたいと同時に、大蔵当局へ来年度予算の査定におきましては、この補助率を引き上げていくべきであります。特に森林事業は百年の大計でございまして、直ちに利潤化するものではないので、補助率は勇敢に引き上げなくては、実際上この森林計画が実行できないものであるとわれわれは考えておるのでありますし、大蔵当局へも強く

この点を要望していただきたいのですが、いかにして補助を押えて蒙するという考え方でなくてはならぬと思うのであります。たとえ申しますと、本年度は樹種転換ということを強くこれに対しても、やはり大蔵省を啓蒙するという考え方でなくてはならぬと思うのであります。たとえ申しますと、かかるにこの樹苗の養成の費用が削減されておるのであります。ことに一番大切な、母種を指定してこれを採種するという強い方針で各府県に一年生の苗を養成する、いわゆる稚苗育成の補助でございますが、この補助金が削減をされているということは、樹種転換を主張しながら、逆なコースへいっておるのではないかということを考えるのでございますが、この点に対してのお考えを承わりたいと思ひます。

○赤路委員 議事進行。これじゃやれませんよ。大体与党の方は通す意思があるのかないのか。休憩しなさい。永山君一人でやっているんだよ。与党の委員が質問するのに、もう少し与党がおってやるのでなければ困る。ほんとに真剣になつて審議するつもりなのか。

〔暫時休憩〕と呼びその他発言する者あり

○笹山委員長代理 ちょっとお譲りいたしましたが、先ほどまで相当出ておりましたので……。今永山委員の質問中でござりますから、質問の終るまで、しばらくこのままで一つお願ひします。

〔永山さんに氣の毒だ〕と休憩休憩」と呼びびその他の発言する者あり

○永山委員 議事進行。やはり社会党と協力してすべてやっておるわけですから、社会党でどうでも休憩してからということになりますから、「協力しないじゃないなれば、休憩してもよろしゅうございます。私はもうちょっと質問を続けさしてもらえばけつこうなのですが……。

○笹山委員長代理 今すぐ連絡いたし

ます。今連絡中でござりますからして、ただいま永山委員の発言中でござりますから、しばらく質問を繰行さしていただきります。

○永山委員 それではお許しをいただいて……。「そんなことはだめだ」と呼ぶ者あり) 与党は早く通したいと思うのでござりますから質問をつづけますが、まず樹苗養成の費用が非常に削減をいたしております、ことに県段階で一年生樹苗の生産をするという補助は、林野庁は大蔵省へ要求されたはずであるのであります、それが二段階の必要はないという理由で削減をされていることは非常に残念でございますが、實際はこの県段階の樹苗の養成というものが一番中核をなすものであるというようにわれわれは感じているのでございまして、この点いま一段の政府の御考慮を願いたいと思うであります。

次に伐調資金の問題でござります。この点に対して、農林漁業金融公庫の関係の方がお見えになつておりますので、あわせて御質問申し上げたいのでございますが、この伐調資金の関係は、民有林の育成増加に非常なる役立つをいたしてきたのでござります。特に若木の保護に役立ちましたといふことについては、この伐調資金の力が非常にあつかっているということを感じてるのでございますが、しかしこの伐調資金を借ります上において、今回四回に分けて許可申請をするというごとにありますと、許容限度のオーバーを知るのには、最後の四回目でなければならぬというようなことが多く考えられるのではないかと思うのであります。すなわち一回、二回、三回では許

容限度内であったが、しかし四回目で初めてオーバーするというようなることになる可能性が多いのであります。そなうなると、最後の四回目は十二月でござりますから、十二月になつてこれが許容限度をオーバーして不許可になるというようなことになつて、資金が借り入れられることになりますと、年末からこれを申請することになります。これまで早く申請しておきましたが、手続がきわめて複雑でありまして、これがなかなか許可がおりてこないで非常に困っているのに、今後は一そう事務殺到の弊を助長するのではないかとういうように考えられるのでございますが、これに対する御意見を承わりたのであります。

○石谷政府委員 お説のように、そういう許容限度を越えまして、しかも伐採の不許可にいたさなければならぬ

といふ場合……（長官、簡単でいい」と呼ぶ者あり）はい。対象になるので、運営上ただいまのお話のように多少相なろうかと思うのでござい

ます。

○永山委員 実際は多少ではなくし

て、最後の十二月から後に許容限度をオーバーして許可されるという可能性が多く出てくるというようなことを心配をしているのでござります。これま

で手続がきわめて煩瑣でございまして、その許可がおくれる点に對して農

林漁業金融公庫の方のお考へを承りたいのであります。

○瀬戸口説明員 手続の問題と思いま

すが、從来手続が非常に煩瑣であると

いうお言葉を絶えずいただきまして、私たちも何とかしてこれを簡単にした

いということで研究を続けました。私

たちにしては、できるだけ簡単な書類にしたいでござります。しかしながらこの書類の審査に当りますと、受

託金融機関の方で縛密に審査いたしますので、私たちの一存で簡単にできませんから、受託金融機関の方の意見

を聞きまして、その上でこのぐらいたすようにいたします。

○永山委員 事務がきわめて煩瑣であ

り、しかも進捗度がおそいという点については遺憾でございますが、これに

対してはやはり現地の方が非常に人手

も不足しておるのではないかというよ

うに考えられる点があるのでございま

して、事務能率の刷新に加うるに現地

機構の強化という点もお考へを願う必

要はないかと思うのであります。しか

し実際問題といたしまして金利はでき

るだけ低くせなければならぬというの

が公庫の性質上好ましいのでございま

すから、大蔵当局が財政投資を公庫に

いま一段と強化をいたして、金利を低

下せねばならぬ。そして同時にそれと

相呼応して、下部組織の機構充実とい

うことにより努力をさるべきではないかと

思ふのであります。しかるに伐調資

金の関係につきましては、大蔵当局あ

るだけ将来拡大をすまい、すで

に百億以上にもなつておるのであるか

考へがあるのでござりますが、この

伐調資金のあり方に対するお考へを承

らこれを押えていきたいというよう

なりたいのであります。

○瀬戸口説明員 利率の問題は現在四

分でございますが、四分よりなお下げ

るといふのはなかなかむずかしい問題

かと存じます。と申しますのは、公庫

の運転資金とかいうことになると、

資金の性質上、やりたいと思つてもや

れないのであります。と申しますのは、公庫

の運転資金とかいうことになると、

資金の性質上、やりたいと思つてもや

というと山を切らないから仕事にならない。山を切ってもらえば木材の運搬にも出られるし、植林もやる、あるいは雑草の整理もやれる。こういうことになつて山林労働者は働く仕事があるのですが、現在吉野郡の山林労働者の諸君は働くにも働く仕事がないといふ。現に十日しか働いていない、こういうようなことでしかも山持ちは百五十年も二百年もたつた木を切らない。こういうことに対するはどうでしようか、木材の値上がりを待つてなお切らないう方がいいか、それとも伐採適齡級になつたら一定の数量の木は伐採するというような考えがいいか、一つ長官のお答えを願いたい。

○石谷政府委員 私どもといたしましては、先ほど申し上げました意味合いの、ある一定の年令のところに達するまでの幼早鈴木は、成長の上からい

ましても非常に痛ましいのでございま

すけれども、これはできるだけ伐採抑

制をいたしまして、ある年令に達しま

した木については、必要量だけは届出

によって切る、こういうことをやつておるわけであります。従いまして幼早

鈴木に対します伐採の抑制をいたしま

えすれば、ある程度それが届出で切ら

れる、ある一定の年限以上のところに

伐採が寄せられていくといふなこ

とを期待しておつたわけでございま

す。五年間運用いたしてみまして、結

論的に問題の中にはそういう傾向がう

かがわれるように思います。やはり当

面必要なものは切られておる。その切

りおる木の中心がむしろ当初心配

いたしました非常に苦い木から次第に

ある一定の年令限界以上のところの木

の伐採に移つておるということは言えると思います。

そういうと山を切らないから仕事にならない。山を切ってもらえば木材の運搬にも出られるし、植林もやる、あるいは雑草の整理もやれる。こういうことになつて山林労働者は働く仕事があるのですが、現在吉野郡の山林労働者の諸君は働くにも働く仕事がないといふ。現に十日しか働いていない、こういうようなことでしかも山持ちは百五十年も二百年もたつた木を切らない。こういうことに対するはどうでしようか、木材の値上がりを待つてなお切らないう方がいいか、それとも伐採適齡級になつたら一定の数量の木は伐採するというような考えがいいか、一つ長官のお答えを願いたい。

○伊瀬委員 今永山委員からいろいろ

御意見が出されました、私も拝聴して

いかと考えております。

○伊瀬委員 今永山委員からいろいろ

問題があるのでないか、困難ではな

づきましては、現在のところなかなか

問題があるのでないか、困難ではな

づきましては、ただいま申し上げ

ますようにこういう事情だから、そ

ういう格別大きなものについてはでき

ただ切つてもらうという勧め方は実は

いたすべきだ。と申しますのは、全

国的に見まして立木の代金の一番高い

のは確かに奈良です。特異な事情が奈

良地方には強成されておるというよう

なことにかんがみまして、できるだけ

勧めるわけでござりますが、それは

やはりどうしてもがえんじなければ、

いたし方がないというのが現在の段階

でございます。しかばあある一定の年

令以上のものに対しましては強制伐採

申上げますように、確かに伐期の平

均成長量というのには低くなつてると

いうことに相なりますけれども、もと

の木が大きいのでござりますので、い

わば希少価値ともいべきものが出て

参るというようなことが、経済力のあ

る大山林所有者にとりましては地方的

に考えるわけでござります。ただいま

おいてはちよつと矛盾するのではない

かと思うのです。この点はどうですか。

○石谷政府委員 確かに特殊な大規模

森林所有者あるいは法人というよう

ものに対しましては、造林の場合等に

おいても補助金の交付対象にいたしま

せん、いざれも融資でやつてもらう

ようなことでやつておるわけでありま

す。従いまして零細なものに対しまし

ても比較的大きなものに対しましても

同じような助成措置をするというので

成対象になつておるもののが少くない。

森林組合等を育成強化する問題に関連

いたしましては、やはり大きなものに

対するそれだけの措置というようなも

のがあわせて行われるということをご

それから先ほど申し上げましたよう

に、私どもといたしましてはできるだ

けそういう特殊な大径材というものを

必要に応じて切るための勧奨と申しま

すか、すすめ方はしていつけっこう

だと思いますが、切らぬものに対し

何か強制伐採するというようなことにつきましては、現在のところなかなか

問題があるのでないか、困難ではな

づきましては、ただいま申し上げ

ますようにこういう事情だから、そ

ういう格別大きなものについてはでき

ただ切つてもらうという勧め方は実は

いたすべきだ。と申しますのは、全

国的に見まして立木の代金の一番高い

のは確かに奈良です。特異な事情が奈

良地方には強成されておるというよう

なことにかんがみまして、できるだけ

勧めるわけでござりますが、それは

やはりどうしてもがえんじなければ、

いたし方がないというのが現在の段階

でございます。しかばあある一定の年

令以上のものに対しましては強制伐採

申上げますように、確かに伐期の平

均成長量というのには低くなつてると

いうことに相なりますけれども、もと

の木が大きいのでござりますので、い

わば希少価値ともいべきものが出て

参るというようなことが、経済力のあ

る大山林所有者にとりましては地方的

に考えるわけでござります。ただいま

おいてはちよつと矛盾するのではない

かと思うのです。この点はどうですか。

○石谷政府委員 私どもといたしまして

は、これが森林法の趣旨そのもの

が、所有にかかるらず、とにかく全国

でござりますけれども、全国的に見ま

すと非常に特異な例であります。おそ

らく奈良県あたりが一番頗著な例では

ないかと思うわけであります。私ども

といつしましては、ただいま申し上げ

ますようにこういう事情だから、そ

ういう格別大きなものについてはでき

ただ切つてもらうという勧め方は実は

いたすべきだ。と申しますのは、全

国的に見まして立木の代金の一番高い

のは確かに奈良です。特異な事情が奈

良地方には強成されておるというよう

なことにかんがみまして、できるだけ

勧めるわけでござりますが、それは

やはりどうしてもがえんじなければ、

いたし方がないというのが現在の段階

でございます。しかばあある一定の年

令以上のものに対しましては強制伐採

申上げますように、確かに伐期の平

均成長量というのには低くなつてると

いうことに相なりますけれども、もと

の木が大きいのでござりますので、い

わば希少価値ともいべきものが出て

参るというようなことが、経済力のあ

る大山林所有者にとりましては地方的

に考えるわけでござります。ただいま

おいてはちよつと矛盾するのではない

かと思うのです。この点はどうですか。

○伊瀬委員 今永山委員からいろいろ

問題があるのでないか、困難ではな

づきましては、ただいま申し上げ

ますようにこういう事情だから、そ

ういう格別大きなものについてはでき

ただ切つてもらうという勧め方は実は

いたるべきだ。と申しますのは、全

国的に見まして立木の代金の一番高い

のは確かに奈良です。特異な事情が奈

良地方には強成されておるというよう

なことにかんがみまして、できるだけ

勧めるわけでござりますが、それは

やはりどうしてもがえんじなければ、

いたし方がないというのが現在の段階

でございます。しかばあある一定の年

令以上のものに対しましては強制伐採

申上げますように、確かに伐期の平

均成長量というのには低くなつてると

いうことに相なりますけれども、もと

の木が大きいのでござりますので、い

わば希少価値ともいべきものが出て

参るというようなことが、経済力のあ

る大山林所有者にとりましては地方的

に考えるわけでござります。ただいま

おいてはちよつと矛盾するのではない

かと思うのです。この点はどうですか。

思がつていいと私は思うのですが、どうでしょうか。

○石谷政府委員 私どもといたしまして

は、これは森林法の趣旨そのもの

が、所有にかかるらず、とにかく全国

でござりますけれども、全国的に見ま

すと非常に特異な例であります。おそ

らく奈良県あたりが一番頗著な例では

ないかと思うわけであります。私ども

といつしましては、ただいま申し上げ

ますようにこういう事情だから、そ

ういう格別大きなものについてはでき

ただ切つてもらうという勧め方は実は

いたるべきだ。と申しますのは、全

国的に見まして立木の代金の一番高い

のは確かに奈良です。特異な事情が奈

良地方には強成されておるというよう

なことにかんがみまして、できるだけ

勧めるわけでござりますが、それは

やはりどうしてもがえんじなければ、

いたし方がないというが現在の段階

でございます。しかばあある一定の年

令以上のものに対しましては強制伐採

申上げますように、確かに伐期の平

均成長量というのには低くなつてると

いうことに相なりますけれども、もと

の木が大きいのでござりますので、い

わば希少価値ともいべきものが出て

参るというようなことが、経済力のあ

る大山林所有者にとりましては地方的

に考えるわけでござります。ただいま

おいてはちよつと矛盾するのではない

かと思うのです。この点はどうですか。

○伊瀬委員 今永山委員からいろいろ

問題があるのでないか、困難ではな

づきましては、ただいま申し上げ

ますようにこういう事情だから、そ

ういう格別大きなものについてはでき

ただ切つてもらうという勧め方は実は

いたるべきだ。と申しますのは、全

国的に見まして立木の代金の一番高い

のは確かに奈良です。特異な事情が奈

良地方には強成されておるというよう

なことにかんがみまして、できるだけ

勧めるわけでござりますが、それは

やはりどうしてもがえんじなければ、

いたし方がないというが現在の段階

でございます。しかばあある一定の年

令以上のものに対しましては強制伐採

申上げますように、確かに伐期の平

均成長量というのには低くなつてると

いうことに相なりますけれども、もと

の木が大きいのでござりますので、い

わば希少価値ともいべきものが出て

参るというようなことが、経済力のあ

る大山林所有者にとりましては地方的

に考えるわけでござります。ただいま

おいてはちよつと矛盾するのではない

かと思うのです。この点はどうですか。

○伊瀬委員 今永山委員からいろいろ

問題があるのでないか、困難ではな

づきましては、ただいま申し上げ

ますようにこういう事情だから、そ

ういう格別大きなものについてはでき

ただ切つてもらうという勧め方は実は

いたるべきだ。と申しますのは、全

国的に見まして立木の代金の一番高い

のは確かに奈良です。特異な事情が奈

良地方には強成されておるというよう

なことにかんがみまして、できるだけ

勧めるわけでござりますが、それは

やはりどうしてもがえんじなければ、

いたし方がないというが現在の段階

でございます。しかばあある一定の年

令以上のものに対しましては強制伐採

申上げますように、確かに伐期の平

均成長量というのには低くなつてると

いうことに相なりますけれども、もと

の木が大きいのでござりますので、い

わば希少価値ともいべきものが出て

参るというようなことが、経済力のあ

る大山林所有者にとりましては地方的

に考えるわけでござります。ただいま

おいてはちよつと矛盾するのではない

かと思うのです。この点はどうですか。

○伊瀬委員 今永山委員からいろいろ

問題があるのでないか、困難ではな

そういうような三、四の利益のために
多数の人に迷惑のかかるようなことの
ないような森林法の改正を私は長官に
要望しまして、これで質問を打ち切り
ます。

○山田泰賀　きのう町村合併の問題についての質問を申し上げたのであります
が、いよいよ二、三日中にこの森林法の一部改正の法律案を通そうとして
いるときに、何か告発している件そ

するものがおくれる、こういうお話をあつたのです。私は重ねてきのうの続きを伺うわけなんです。実はこの町村合併によって、法を無視して町村合併をした場合にそういう事例がたくさんあるのですけれども、その場合この森林法の罰則によると、二百八条及び二百九条の罰則規定はどうも少し弱いので、規定を覚悟の上で森林伐採をしていると思うのです。こういう点で罰

○石谷政府委員 昨日御質問の中にありましたように、確かに違反伐採と申しますが、当然伐採許可の申請をいたしまして、許可を受けて伐採すべきにかかわらずそういう手続を経ないでどんどんやっている、こういうことが、実は私どもの改正森林法の実施当时におきましては、趣旨の不徹底等も伴いまして、かなりあったわけでございますが、その後非常に減って参りまして漸次運営が軌道に乗った、こういうふうに考えておったのでございますけれども、町村合併等の場合におきまして、あるいはそれが契機となつて違反伐採が行われておるということは十分考えられるわけであります。先ほ

ど森林法違反による罰則の適用以外、は措置の方ががないということを申し上げたわけであります、お考えの通り罰則といったしましては罰金刑で罰金額もそう大きくないということで、あるいは軽いというようなことも言えるのですが、なかなかうか、かように考えるわけではございませんが、私どもいたしましたは、一応ある限界までの問題といなしましては、ある一定の年令に達するまでの若い木でありますと伐採をしてござりますが、そこには余地を残しておるわけでありますから、極力そういう手續を進めさせることによりまして違反伐採等が起りますとないように措置をとるということになります。この段階で罰則の強化を取上げておらないわけでござります。

○山田委員 どうもこの森林法によるところ、私は威力を発揮しないと思うのですよ。何となれば二百九条の規定によつても明らかなるように、届出を提出しないで立木を伐採した者は五十円以下の罰金に処する、こういうこととなるば、届けの必要を承知して、罰金覚悟で、届けを出さずに切った方が税金をこまかすためにもこまかしやすいわけです。とにかく山の売買については、私が申し上げるまでもなく長官もよく知っていると思うのです。最近では会社には山持ちは売らない。個人に山を売る。どうしてかというと、会社に売ると帳簿に残る。個人同士の売買ならば、相対で山の処理ができるから、税金の対象になる金額についてこまかすしていると思うのです。そういう状態なんですから、この法規の五千円の罰金、こんなものは山持ちは金の数に入

れてない。そういう規定であれば、せつかくこういう法規が設けられても、法を平気で無視して売買すると思うのです。森林法はあってなまく無視されてしまうので、この点了解できないのです。この点について、長官は改正に当つてこの規定をもつと嚴重に処理する方向にお考えは及びませんか。

○石谷政府委員 確かに罰金が安いからして法の無視がされやすいという御指摘に対しましては、私ども十分分かれるわけでございますが、やはり罰則規定の効果というものはそれだけでもないじやないか。やはりあくまでも違反の事実をとらまえまして処置をいたしたことによりまして、金額にかかわらず十分効果があるじやなかろうかというふうに考えておりますので、そういう事な扱いを一そう徹底して参りつつ、この段階ではさらにこの内容を強化することにして、端的に告発をするというふうに考えておるわけでござります。

○山田委員 一つの事例を長官にお耳に入れておいた方がいいという意味で私は申し上げるのですが、こういう事例があります。山林所有者とそれから山を賣いにきた人と相対で話をしても、そのうちの奥さんも知らない状態で実際において売買ができるわけです。それでその金額はだれにも明らかにしておかないと、土地の名を言つてもいいんですがいろいろ差しあわりがあるから地名を言うことは差し控え

ますが、村会が開かれました。村会は、森林所有者が所得の金額を明らかに示してきた。最初七十五万円の所得しかないと報告しておる。農民組合員がそれは一体どこの沢の山の所得なのかと質問をしましたら、小さな村のなかだったのでですが、村会が一生懸命会だったのですが、村会が一生懸命度は百五十万円と出してきた。そしてその百五十万円はどこの沢なんだとかた質問が出た。所有者はまっかな顔をしてまた次の日に森林組合と相談してきたのです。それが毎日々々一週間間いたら、しまいに七百五十万円になってきた。ところがこれを農民組合の会長が組合員に全部資料を出して調べたものですから、七百五十万はそれどころの沢なんだとまた言っているわけです。ところが山の所有者と山を賣った者を明らかにすると、最低金額に抑えても全部で二千万円くらいな金額がどうしても出るわけなんです。しかも以上言わなかった。しかし七百五十万円でもほかのまわりの町村に比較しますとどこよりも多い金額が出たのです。一体労働者にしても勤め人にしても、月給袋の中からびしひし税金を払うとしておる。中小企業者でも税務署にどんどん税金をとられているときには、森林所得者だけに限つて幾らで売買したのか税務署自身もわからぬ。森林組合もわからぬ。はなはだしきりです。私はこの罰則規定というものは、森林法の一部改正に当つて強く出さなければ、税の対象というものが、最も幾らで売買したのかわからないといふような状態が今日の山の状態なんですね。勤め人とか労働者だけは所得の中から

ものを伐採せんといたしまする場合には、その地域を明示いたしまして伐採しようとする石数を申請いたしました。それで許可を受けた場合には、実際におきましても、これについては届け出がござりますが、届け出て切りましたあとにつきましては、可能な限りこれを職員が見てその状況を確認をやるというようなことになつておりますので、そういう関係からいきますと、従来のよう何も森林伐採について制約がなかつたときと比べますと、なかなかいつた特別な隠し切りはできないうような状況になつておるようになります。ただ罰則でござりますが、多くの場合は森林所有者みずからが自分で伐出をするといふことになつておりますんで、要するに立木の譲り受けます。ただ罰則でござりますが、多くの場合は森林所有者みずからが自分で伐出をするといふことに相違ありません。たゞ罰則でござりますが、多くの場合は森林所有者みずからが自分で伐出をするといふことに相違ありません。

○山田委員 法に規定されていることだけでもを律しようとしております。

○石谷政府委員 一応間伐に対しまし

ては主伐、こういつておるわけではありませんが、主伐といいますのは、その伐採を行いましたあとにその次の森林を仕立て上げますために必要な行為が

あります。その場合は主伐の場合と間伐の場合は現地ごとに確認ができる、かよ

うに考えておるわけあります。それからある一定の年令以上に達しました

里も三里も山の中には見にいかないのです。それからそういう状態というものは、だれが調べてきて、持ち出した

ではありませんし、樹齢についても私はいろいろ意見を持っているのです。岩山の

けれども、山の中の場合はほとんど調査

されども、山の中の場合はほんと調査

なんかしていないです。そればかりではなしに、樹齢についても私はいろ

いろ意見を持っているのです。岩山の

場合、日当たりのいい山の場合、日陰の場合、日当りのいい山の場合、日陰の

場合、こういう山に今日明確な等級がない

けれども、私は田や畑に等級がある

いけれども、私は田や畑に等級がある

ように、山にも明確な等級をつけるべきだと思う。そういう等級がつけられ

ず、ただ樹齢だけで木の処理をすると

いつても、これはそう法規だけで処理

はできないと思うのです。

次に私はあなた伺いますが、今度

間伐は主伐に優先するというようなこ

とをいっておりますが、一体あなた方

の解釈と——私の考へている間伐の解

釈は、御承知のようにところどこの

山の木をうる抜く、これが間伐だと社

会通念上いわれている。ところがこの

ころは山持のするいやすにかかります

と、こうなんです。樹木を切る場合に

全部山の木を切るいわゆる皆伐といふ

ことはやらない。間伐主義でいく。し

かし間伐を四、五回やつてあるうちに

は山の木は全部一べん入れかわってし

まう。こういうように間伐といふ形で

制度それ自体にも問題があるのじやな

いかということに相なるのじやなから

かというふうに考えまして、むしろ

制裁規定があるといふことで、またこ

れを忌憚なく発動するといふことで、

事柄の改善には、役立つのではない

か、かように考へておるのであります。

○山田委員 法に規定されていることだけでもを律しようとしております。

○石谷政府委員 一応間伐に対しまし

ては主伐、こういつておるわけではありませんが、主伐といいますのは、その伐

採を行いましたあとにその次の森林を仕立て上げますために必要な行為が

あります。その場合は主伐の場合と間伐の場合は現地ごとに確認ができる、かよ

うに考えておるわけあります。それからある一定の年令以上に達しました

里も三里も山の中には見にいかないのです。それからそういう状態というものは、だれが調べてきて、持ち出した

ではありませんし、樹齢についても私はいろ

いろ意見を持っているのです。岩山の

場合、日当たりのいい山の場合、日陰の場合、日当りのいい山の場合、日陰の

場合、こういう山に今日明確な等級がない

けれども、私は田や畑に等級がある

いけれども、私は田や畑に等級がある

ように、山にも明確な等級をつけるべきだと思う。そういう等級がつけられ

ず、ただ樹齢だけで木の処理をすると

いつても、これはそう法規だけで処理

はできないと思うのです。

次に私はあなた伺いますが、今度

間伐は主伐に優先するというようなこ

とをいておりますが、一体あなた方

の解釈と——私の考へている間伐の解

釈は、御承知のようにところどこの

山の木をうる抜く、これが間伐だと社

会通念上いわれている。ところがこの

ころは山持のするいやすにかかります

と、こうなんです。樹木を切る場合に

全部山の木を切るいわゆる皆伐といふ

ことはやらない。間伐主義でいく。し

かし間伐を四、五回やつてあるうちに

は山の木は全部一べん入れかわってし

まう。こういうように間伐といふ形で

制度それ自体にも問題があるのじやな

いかということに相なるのじやなから

かというふうに考えまして、むしろ

制裁規定があるといふことで、またこ

れを忌憚なく発動するといふことで、

事柄の改善には、役立つのではない

か、かように考へておるのであります。

○山田委員 法に規定されていることだけでもを律しようとしております。

○石谷政府委員 一応間伐に対しまし

ては主伐、こういつておるわけではありませんが、主伐といいますのは、その伐

採を行いましたあとにその次の森林を仕立て上げますために必要な行為が

あります。その場合は主伐の場合と間伐の場合は現地ごとに確認ができる、かよ

うに考えておるわけあります。それからある一定の年令以上に達しました

里も三里も山の中には見にいかないのです。それからそういう状態というものは、だれが調べてきて、持ち出した

ではありませんし、樹齢についても私はいろ

いろ意見を持っているのです。岩山の

場合、日当たりのいい山の場合、日陰の場合、日当りのいい山の場合、日陰の

場合、こういう山に今日明確な等級がない

けれども、私は田や畑に等級がある

いけれども、私は田や畑に等級がある

ように、山にも明確な等級をつけるべきだと思う。そういう等級がつけられ

ず、ただ樹齢だけで木の処理をすると

いつても、これはそう法規だけで処理

はできないと思うのです。

次に私はあなた伺いますが、今度

間伐は主伐に優先するというようなこ

とをいておりますが、一体あなた方

の解釈と——私の考へている間伐の解

釈は、御承知のようにところどこの

山の木をうる抜く、これが間伐だと社

会通念上いわれている。ところがこの

ころは山持のするいやすにかかります

と、こうなんです。樹木を切る場合に

全部山の木を切るいわゆる皆伐といふ

ことはやらない。間伐主義でいく。し

かし間伐を四、五回やつてあるうちに

は山の木は全部一べん入れかわってし

まう。こういうように間伐といふ形で

制度それ自体にも問題があるのじやな

いかということに相なるのじやなから

かというふうに考えまして、むしろ

制裁規定があるといふことで、またこ

れを忌憚なく発動するといふことで、

事柄の改善には、役立つのではない

か、かように考へておるのであります。

○山田委員 法に規定されていることだけでもを律しようとしております。

○石谷政府委員 一応間伐に対しまし

ては主伐、こういつておるわけではありませんが、主伐といいますのは、その伐

採を行いましたあとにその次の森林を仕立て上げますために必要な行為が

あります。その場合は主伐の場合と間伐の場合は現地ごとに確認ができる、かよ

うに考えておるわけあります。それからある一定の年令以上に達しました

里も三里も山の中には見にいかないのです。それからそういう状態というものは、だれが調べてきて、持ち出した

ではありませんし、樹齢についても私はいろ

いろ意見を持っているのです。岩山の

場合、日当たりのいい山の場合、日陰の場合、日当りのいい山の場合、日陰の

場合、こういう山に今日明確な等級がない

けれども、私は田や畑に等級がある

いけれども、私は田や畑に等級がある

ように、山にも明確な等級をつけるべきだと思う。そういう等級がつけられ

ず、ただ樹齢だけで木の処理をすると

いつても、これはそう法規だけで処理

はできないと思うのです。

次に私はあなた伺いますが、今度

間伐は主伐に優先するというようなこ

とをいておりますが、一体あなた方

の解釈と——私の考へている間伐の解

釈は、御承知のようにところどこの

山の木をうる抜く、これが間伐だと社

会通念上いわれている。ところがこの

ころは山持のするいやすにかかります

と、こうなんです。樹木を切る場合に

全部山の木を切るいわゆる皆伐といふ

ことはやらない。間伐主義でいく。し

かし間伐を四、五回やつてあるうちに

は山の木は全部一べん入れかわってし

まう。こういうように間伐といふ形で

制度それ自体にも問題があるのじやな

いかということに相なるのじやなから

かというふうに考えまして、むしろ

制裁規定があるといふことで、またこ

れを忌憚なく発動するといふことで、

事柄の改善には、役立つのではない

か、かのように考へておるのであります。

○山田委員 法に規定されていることだけでもを律しようとしております。

○石谷政府委員 一応間伐に対しまし

ては主伐、こういつておるわけではありませんが、主伐といいますのは、その伐

採を行いましたあとにその次の森林を仕立て上げますために必要な行為が

あります。その場合は主伐の場合と間伐の場合は現地ごとに確認ができる、かよ

うに考えておるわけあります。それからある一定の年令以上に達しました

里も三里も山の中には見にいかないのです。それからそういう状態というものは、だれが調べてきて、持ち出した

ではありませんし、樹齢についても私はいろ

いろ意見を持っているのです。岩山の

場合、日当たりのいい山の場合、日陰の場合、日当りのいい山の場合、日陰の

場合、こういう山に今日明確な等級がない

けれども、私は田や畑に等級がある

いけれども、私は田や畑に等級がある

ように、山にも明確な等級をつけるべきだと思う。そういう等級がつけられ

ず、ただ樹齢だけで木の処理をすると

いつても、これはそう法規だけで処理

はできないと思うのです。

次に私はあなた伺いますが、今度

間伐は主伐に優先するというようなこ

とをいておりますが、一体あなた方

の解釈と——私の考へている間伐の解

釈は、御承知のようにところどこの

山の木をうる抜く、これが間伐だと社

会通念上いわれている。ところがこの

ころは山持のするいやすにかかります

と、こうなんです。樹木を切る場合に

全部山の木を切るいわゆる皆伐といふ

ことはやらない。間伐主義でいく。し

かし間伐を四、五回やつてあるうちに

は山の木は全部一べん入れかわってし

まう。こういうように間伐といふ形で

制度それ自体にも問題があるのじやな

いかということに相なるのじやなから

かというふうに考えまして、むしろ

制裁規定があるといふことで、またこ

れを忌憚なく発動するといふことで、

事柄の改善には、役立つのではない

か、かのように考へておるのであります。

○山田委員 法に規定されていることだけでもを律しようとしております。

○石谷政府委員 一応間伐に対しまし

ては主伐、こういつておるわけではありませんが、主伐といいますのは、その伐採を行いましたあとにその次の森林を仕立て上げますために必要な行為があります。その場合は主伐の場合と間伐の場合は現地ごとに確認ができる、かよ

うに考えておるわけあります。それからある一定の年令以上に達しました里も三里も山の中には見にいかないのです。それからそういう状態というものは、だれが調べてきて、持ち出した

ではありませんし、樹齢についても私はいろ

いろ意見を持っているのです。岩山の場合、日当たりのいい山の場合、日陰の場合、日当りのいい山の場合、日陰の場合、こういう山に今日明確な等級がない

けれども、私は田や畑に等級がある

いけれども、私は田や畑に等級がある

ように、山にも明確な等級をつけるべきだと思う。そういう等級がつけられ

ず、ただ樹齢だけで木の処理をすると

いつても、これはそう法規だけで処理

はできないと思うのです。

次に私はあなた伺いますが、今度

間伐は主伐に優先するというようなこ

とをいておりますが、一体あなた方の

解釈と——私の考へている間伐の解

釈は、御承知のようにところどこの

山の木をうる抜く、これが間伐だと社

会通念上いわれている。ところがこの

ころは山持のするいやすにかかります

と、こうなんです。樹木を切る場合に

全部山の木を切るいわゆる皆伐といふ

ことはやらない。間伐主義でいく。し

かし間伐を四、五回やつてあるうちに

は山の木は全部一べん入れかわってし

まう。こういうように間伐といふ形で

は、五千円くらいの金額は無視しておる。私は一つの事例を話しましよう。大体どんなに金額を安く見積もっても山の専門家が三千万円くらいの木を売つてありますよというのだ。それがその地方における一番正直な方に屬して、税務署に届け出ている金額が二百五十万円です。二百五十万円は前例のない正直なものだというのです。それもとにかく届け出を出さなくてはまずいだろうということで、森林組合で話し合った形で二百五十万円ばかりの届けを出した。どうぞ、森林法の改正に当つては、国民の所得の均衡を維持する上においても改正していただきたいと思うのですが、どう思いますか。

○石谷政府委員 この伐採許可の制度あるいはそれに対する違反を犯しました場合の処罰という問題と課税の問題との間には、どう直接的な関係はない

うものについて、一括正確に調べた最近の資料はどういうものがありますか。

○石谷政府委員 山林でござりますが、さらにこれが土地買収の対象になりましたとして、農耕地になるあるいはその他の用途に転換されるということで、とにかくある一定の範囲ではじょっちゅう動いているわけですが、最近におきまして一番正確な調査と申しますと、国有林につきましては十年に一べんずつ経営案といふものを編成いたしておるわけでございまして、この十年一回の経営案編成のつど森林面積

の確定作業を実はいたしておるわけ

ございます。その結果に基く面積が国

有林の面積としては正確なものだとい

うことですございます。従いまして、全

国五百数十の経営区ごとの単位が設けられておりまして、その経営区ごとに

十年一回ずつ経営案の編成調査が行わ

れて、その場合に測量調査が行われる、こういうわけで、毎年多少ずつの

変化はございますが、そのときどきに

おいて一番正確だという国有林の面積

が実は確定をいたしておるわけであり

ます。それから民有林につきまして

は、よく最近のものといたしまして

〇山田委員 法を無視するのは山林所

有者だけではなくて、あらゆる個所に

あることですから、一がいには言えな

いけれども、しかし私は、罰則規定が強かつたらば、山林所有者もやはり届けを出し、それからうつかりあとで摘要でもされたら大へんであるから、調査でもされないとどうも私にはまづふに落ちない。

さらに伺いますが、山林の面積といふものについて、一括正確に調べた最近の資料はどういうものがありますか。

○石谷政府委員 山林でござりますが、さらくこれが土地買収の対象になりましたとして、農耕地になるあるいはその他の用途に転換されるということで、とにかくある一定の範囲ではじょっちゅう動いているわけですが、最近におきまして一番正確な調査と申しますと、国有林につきましては十年に一べんずつ経営案といふものを編成いたしておるわけでございまして、この十年一回の経営案編成のつど森林面積

の確定作業を実はいたしておるわけ

ございます。その結果に基く面積が国

有林の面積としては正確なものだとい

うことですございます。従いまして、全

国五百数十の経営区ごとの単位が設け

られておりまして、その経営区ごとに

十年一回ずつ経営案の編成調査が行わ

れて、その場合に測量調査が行われる、こういうわけで、毎年多少ずつの

変化はございますが、そのときどきに

おいて一番正確だという国有林の面積

が実は確定をいたしておるわけであり

ます。それから民有林につきまして

は、よく最近のものといたしまして

〇山田委員 法を無視するのは山林所

有者だけではなくて、あらゆる個所に

あることですから、一がいには言えな

いけれども、しかし私は、罰則規定が

強かつたらば、山林所有者もやはり届

けを出し、それからうつかりあとで摘要

でもされたら大へんであるから、調

査でもされないとどうも私にはまづふ

に落ちない。

さらに伺いますが、山林の面積とい

うものについて、一括正確に調べた最近

の資料はどういうものがありますか。

○石谷政府委員 山林でござりますが、さらくこれが土地買収の対象にな

りましたとして、農耕地になるあるいはその

他の用途に転換されるということで、と

くかある一定の範囲ではじょっちゅ

う動いているわけですが、最近におきま

すと、国有林につきましては十年に

一べんずつ経営案といふものを編成いたしておるわけでございまして、この

十年一回の経営案編成のつど森林面積

の確定作業を実はいたしておるわけ

ございます。その結果に基く面積が国

有林の面積としては正確なものだとい

うことですございます。従いまして、全

国五百数十の経営区ごとの単位が設け

られておりまして、その経営区ごとに

十年一回ずつ経営案の編成調査が行わ

れて、その場合に測量調査が行われる、こういうわけで、毎年多少ずつの

変化はございますが、そのときどきに

おいて一番正確だという国有林の面積

が実は確定をいたしておるわけであり

ます。それから民有林につきまして

は、よく最近のものといたしまして

〇山田委員 法を無視するのは山林所

有者だけではなくて、あらゆる個所に

あることですから、一がいには言えな

いけれども、しかし私は、罰則規定が

強かつたらば、山林所有者もやはり届

けを出し、それからうつかりあとで摘要

でもされたら大へんであるから、調

査でもされないとどうも私にはまづふ

に落ちない。

さらに伺いますが、山林の面積とい

うものについて、一括正確に調べた最近

の資料はどういうものがありますか。

○石谷政府委員 山林でござりますが、さらくこれが土地買収の対象にな

りましたとして、農耕地になるあるいはその

他の用途に転換されるということで、と

くかある一定の範囲ではじょっちゅ

う動いているわけですが、最近におきま

すと、国有林につきましては十年に

一べんずつ経営案といふものを編成いたしておるわけでございまして、この

十年一回の経営案編成のつど森林面積

の確定作業を実はいたしておるわけ

ございます。その結果に基く面積が国

有林の面積としては正確なものだとい

うことですございます。従いまして、全

国五百数十の経営区ごとの単位が設け

られておりまして、その経営区ごとに

十年一回ずつ経営案の編成調査が行わ

れて、その場合に測量調査が行われる、こういうわけで、毎年多少ずつの

変化はございますが、そのときどきに

おいて一番正確だという国有林の面積

が実は確定をいたしておるわけであり

ます。それから民有林につきまして

は、よく最近のものといたしまして

〇山田委員 法を無視するのは山林所

有者だけではなくて、あらゆる個所に

あることですから、一がいには言えな

いけれども、しかし私は、罰則規定が

強かつたらば、山林所有者もやはり届

けを出し、それからうつかりあとで摘要

でもされたら大へんであるから、調

査でもされないとどうも私にはまづふ

に落ちない。

さらに伺いますが、山林の面積とい

うものについて、一括正確に調べた最近

の資料はどういうものがありますか。

○石谷政府委員 山林でござりますが、さらくこれが土地買収の対象にな

りましたとして、農耕地になるあるいはその

他の用途に転換されるということで、と

くかある一定の範囲ではじょっちゅ

う動いているわけですが、最近におきま

すと、国有林につきましては十年に

一べんずつ経営案といふものを編成いたしておるわけでございまして、この

十年一回の経営案編成のつど森林面積

の確定作業を実はいたしておるわけ

ございます。その結果に基く面積が国

有林の面積としては正確なものだとい

うことですございます。従いまして、全

国五百数十の経営区ごとの単位が設け

られておりまして、その経営区ごとに

十年一回ずつ経営案の編成調査が行わ

れて、その場合に測量調査が行われる、こういうわけで、毎年多少ずつの

変化はございますが、そのときどきに

おいて一番正確だという国有林の面積

が実は確定をいたしておるわけであり

ます。それから民有林につきまして

は、よく最近のものといたしまして

〇山田委員 法を無視するのは山林所

有者だけではなくて、あらゆる個所に

あることですから、一がいには言えな

いけれども、しかし私は、罰則規定が

強かつたらば、山林所有者もやはり届

けを出し、それからうつかりあとで摘要

でもされたら大へんであるから、調

査でもされないとどうも私にはまづふ

に落ちない。

さらに伺いますが、山林の面積とい

うものについて、一括正確に調べた最近

の資料はどういうものがありますか。

○石谷政府委員 山林でござりますが、さらくこれが土地買収の対象にな

りましたとして、農耕地になるあるいはその

他の用途に転換されるということで、と

くかある一定の範囲ではじょっちゅ

う動いているわけですが、最近におきま

すと、国有林につきましては十年に

一べんずつ経営案といふものを編成いたしておるわけでございまして、この

十年一回の経営案編成のつど森林面積

の確定作業を実はいたしておるわけ

ございます。その結果に基く面積が国

有林の面積としては正確なものだとい

うことですございます。従いまして、全

国五百数十の経営区ごとの単位が設け

られておりまして、その経営区ごとに

十年一回ずつ経営案の編成調査が行わ

れて、その場合に測量調査が行われる、こういうわけで、毎年多少ずつの

変化はございますが、そのときどきに

おいて一番正確だという国有林の面積

が実は確定をいたしておるわけであり

ます。それから民有林につきまして

は、よく最近のものといたしまして

〇山田委員 法を無視するのは山林所

有者だけではなくて、あらゆる個所に

あることですから、一がいには言えな

いけれども、しかし私は、罰則規定が

強かつたらば、山林所有者もやはり届

けを出し、それからうつかりあとで摘要

でもされたら大へんであるから、調

査でもされないとどうも私にはまづふ

に落ちない。

さらに伺いますが、山林の面積とい

うものについて、一括正確に調べた最近

の資料はどういうものがありますか。

○石谷政府委員 山林でござりますが、さらくこれが土地買収の対象にな

りましたとして、農耕地になるあるいはその

他の用途に転換されるということで、と

くかある一定の範囲ではじょっちゅ

う動いているわけですが、最近におきま

すと、国有林につきましては十年に

一べんずつ経営案といふものを編成いたしておるわけでございまして、この

十年一回の経営案編成のつど森林面積

の確定作業を実はいたしておるわけ

ございます。その結果に基く面積が国

有林の面積としては正確なものだとい

うことですございます。従いまして、全

国五百数十の経営区ごとの単位が設け

られておりまして、その経営区ごとに

十年一回ずつ経営案の編成調査が行わ

れて、その場合に測量調査が行われる、こういうわけで、毎年多少ずつの

変化はございますが、そのときどきに

おいて一番正確だという国有林の面積

が実は確定をいたしておるわけであり

ます。それから民有林につきまして

は、よく最近のものといたしまして

〇山田委員 法を無視するのは山林所

有者だけではなくて、あらゆる個所に

あることですから、一がいには言えな

いけれども、しかし私は、罰則規定が

強かつたらば、山林所有者もやはり届

けを出し、それからうつかりあとで摘要

でもされたら大へんであるから、調

査でもされないとどうも私にはまづふ

に落ちない。

さらに伺いますが、山林の面積とい

うものについて、一括正確に調べた最近

の資料はどういうものがありますか。

○石谷政府委員 山林でござりますが、さらくこれが土地買収の対象にな

りましたとして、農耕地になるあるいはその

他の用途に転換されるということで、と

くかある一定の範囲ではじょっちゅ

う動いているわけですが、最近におきま

すと、国有林につきましては十年に

一べんずつ経営案といふものを編成いたしておるわけでございまして、この

十年一回の経営案編成のつど森林面積

の確定作業を実はいたしておるわけ

られるわけでございます。いかにもしてこれを貸し付けなければならぬと、いうような場合におきましては、十分に防災措置を事前に講ずることをあわせ研究しながらやるつもりである、か

ではない。そのために保全も管理も関心はあつても放任されがちな現状である。これは先般予算の分科会で聞くと、国がやるべきだ、国はそれだけの予算をつけておるかというと、必ずし

きものといったようなものの負担区分が明確でないという点は、現状その通りと思うのでございますが、今後の問題といたしましては、関係者が十分に話し合いまして早くこれらの問題の基

きましても造林計画がまだ思うように徹底いたしておらない状態でございます。日本のような狭いところは、一体どうしてこの土地を高度に利用して経済効果を上げていくかということが

計画的に仕事かなさざつてあるから、うに考えております。ただ一方林道事業並びに治山事業におきましては、これらの計画に対しまして、二割なり三割といったような進捗率という現状であるつたでございまますが、これ

ようにも考えておるわけであります。それから後者の問題でござりますが、なるほど電源開発をいたします場合に保全がこれに伴つて行われておらないということのために、せつかく多く額な投資をむだにする、あるいは開発効果を減殺するという結果になつてお

もつけておるということは言明できな
い。ところが水源が枯渇いたしま
すと、電源会社の損失にならないで、枯
渇いたしたのは全部消費者が負わねば
ならない。結局消費者ということにな
ると国民全体が負わねばならないとい
う結果になる。それならば進んでやは

○川俣委員 私は森林の公益性について、こうしたことは時間と戻りないのであります。それによってやつて参りたい、かようてに考えるわけでございます。

国民経済全般の上から必要でござります。そういう必要があるにかかわらず、放任されておりますことはまことに遺憾しこくでありますて、これを十分活用せしめなければならぬと思つわけでございます。それには、単に伐採の制限許可を認可制にするといふことを緩和しただけではこれらの目的が

らにつきましても、鋭意今後予算増加の努力を続けていかなければならぬ、これが現状であろうかと思うのであります。そこでただいまのお話のように、各種の事業を総合化する、そして計画通りに実施するという前提のもとにおいてこそ、伐採余力といふも

る事例は、電源開発等の場合においてしばしば見聞きするところでござります。従いまして特にそういう地域においては、水源を保全いたしましたための造林行為というものが優先されなければならないということによりまして、私どももいたしましては、近来特に電源開発の問題と関連いたしまして、電源林といったような考え方による流域保全の方法を関係当事者との間に研究をいたしておりますわけであります。これを国有のものとして国で管理するというようにいたしますが、ある

り国の負担でやるあるいは資源会社等についても認識を深めるために、管理上の責任を分担させるために、あるいは下流の水利権者の関心を深めるために、どの程度の分担金を課せるのだとということを明確にすると同時に、その責任はだれが管理する、だれが保全をするのだという点が明確になつてこななければならぬと思うのです。この責任の分担をこの際明らかにしなければならない問題でありまことに、完全な保全管理には適しないと思ふのですが、将来林野庁として最も開拓すべきは、森林資源の保全と利用のバランスを取ることであるべきである

りますが、時間がありませんので、この公の公益性を裏つける意味からいたしまして、単に林業としてあるいは経営林業として事業を成り立たせるばかりではなくて、当然の補助、助成が必要であるゆえんのものは、単に林業を事業として完成させるための補助、助成ではなくして、やはり森林の公益性からいって、これらの助成、補助を与えることによって國の制時が徹底するという考え方で育成すべきものだと思う方あります。普通の産業の場合には、

達成されるものではないのでありますから、従つて伐採、造林、林道、治山等が相待つて、有機的な関連において総合的に計画されて初めて伐採の限度も上つていき、緩和も意味をなすのでありますて、ただ伐採緩和をしたからいいということではなくして、緩和に適するような林道の開発、治山事業の完備あるいは林道の完備を待つて初めてこれら的目的が達せられるのであります。伐採は緩和したもの、造林についての積極的な意欲がなければ、弊害を起れども達成できないと思うのです。

のが出てくるのではないかというござりますが、私どもも基本的にはそのような考え方を実はとっているわけでございます。森林計画の中におきまして、その期間中に実施すべき治山事業あるいは造林事業並びに林道事業というものを、場について実は詳細に規定をいたしているわけでありまして、これらのものの集計というものが、いわば林野庁の公共事業の毎年の予算要求の基礎になっているところでござりますので、その計画通りの実施ができるということになります。

いは開発主体に管理させるという
にいたしまするか、いろいろ問題はあ
ろうかと思ひますが、将来どうしてそ
流域ごとにそういった開発地点を中
心にした流域開発(管理)の問題、これ

す。電源会社とか建設省とかあるといふ國民はこれらに対する十分の理解があつてゐるとは言えない現状でありますけれども、その責任を痛感しておるのは林野寧などと思う。一番よく実態を知つてお

さへ走れり目的的見る。まことに、
長官の御意見を伺いたいと思います。
○石谷政府委員 特に造林事業につきましても、現行森林法のもとに規定さ
ましては、現行森林法のもとに規定さ

と、私どもいたしましても、伐採余力がそういうところから自然に増大をしてくる。こういうことを期待をいたして、この制度の運用に当っているわ

にしての海城保全管理の問題、これについての責任の主体を明確にした扱いを規定いたさなければならぬ。かうに考えるわけでござります。

「かと見、一番、おどろいて思ひますか」とお尋ねのところだと思ひますから、一番理解のあるものが率先して、これらの負担区分を明らかにし、保全計

益性の上からいって、国の統制下と申すと語弊がありますけれども、完全な行政が及ぶという性質を持たせる

れておりまする森林計画制度の中で、その期間中に造林すべき最小限面積と、いうものが指定をされておるわけであります。

けやいぞいます。

○川俣委員 今長官の御答弁のよろこびに、流域保全管理をだれがやるのかということと、その負担は国の負担ですか
するのかというような負担区分が明確

の方途を見出すべしだと思いますが、これに対する見解を伺いたい。

必要上、これに対し適切な助成^{補助}が加えらるべきものだと私は思います。ところが森林について、制約はなされけれどもこれに対して十分な手が打たれておりませんために、公有林あつては部落有林あるいは個人有林等にふ

りますか。実績等から見ますると、その面積の三割を上回った造林実績が上つておるというような状態が現状でござります。そこで私どもいたしましては、確かに必ずしも十分と言えないので、目標に対しましてはやはり

木をしたてはいたしで、
土質は必ずしも一樣ではないわけであ
りまして、青森にヒバがあり、羽後に
杉あり、信州にヒノキがあり、和歌山の
方にコウヤマキがあり、九州にクスノ
キありという工合に、みんな風土と十

質に適応したと申しますが、土質を克服してこれら育成が行われているわけであります。しかしこれほど文明が発展をいたしまして、世界的にいろいろな樹種のあることが發見されております。今日、從来だけで満足すべきものではないと私は思います。どうしてこの新しい領土を高度に活用していくかということになりますと、もつて効用度の高い樹種に転換をしていくという造林計画が行われなければならないと思います。その意味からいきまして、たとえば同じ杉でもいい杉があり、松にいたしましてもいい種があるということで、そういう面の検討はかなり行われておりますけれども、もう少し日本のような気候と土質に向くような新しい種類と申しますか、あるいは諸外国との交配種による変種等を作つて二百年、三百年の日本の国土の保全の上と国民经济に寄与できるような研究を今からしておくななければ、おそいのではない。むしろ早くそういう研究に着手すべきぢやないか。どういう変種や優良種を作るということは、なかなか短期間ではできません。相当長期間を要するのでありますから、これはあるいは一代にしてならないようなことも考えられますけれども、祖国日本をもつとりっぱなものに育てるという氣概を持ちまして、これらの優良と申しますか、効用度の高い品種を漸次造林奨励をしていくというような考え方をお持ちになつておりますかがお尋ねしたい。

ういうことで昭和三十二年度の予算におきましては一般会計、国有林野事業特別会計を通じましてある程度の予算が認められておるという状況でござります。

○川俣委員 需給状態からいたしまして量的と相待つて質的転換をはからなければならることは今長官の説明されたところでござりますが、初めて今度予算化されたのでございますが、この予算を一年とか二年とか三年でどうも打ち切られることが多いのであります。これでは目的が達成できないと思いますので、この点について十分な配慮があるかどうかということが一点。

次にもう一点は、同一種類の質的転換、優良種への転換ばかりではなくて、日本の樹木の転換すなわち工業用資源になるようなもの——工業用資源と申しましても、必ずしもバルブといふことを考えない。いろいろな塗料になるものがある。日本のようなところでゴムはできないにいたしましても、たとえばウルシがある。あるいは樹脂の資源もこれに求められる。とにかく薬用樹あるいは工業用樹というようなものに日本の土地の利用を区分して造成していくということが必要ではないか。それにいたしましても一体どういう種類の樹種が日本の土地に合い、気候に合って、しかも工業用資源になり得るかということについての検討がまだ十分ではないと私は思う。試験場は持つておられますけれども、こくわざかな人手に託されておりまして、これは目前の効果というものが少いために予算の削減にあうことが非常に多いと思う。しかしこういうことは日本の将来にとりまして大きな課題であります。

として用いられる木材が非常にふえております。戦前におきましては御承知の通り、広い意味の工業用材料として使われまする木材というものの比率が非常に高かつたわけでございます。近年におきましてはこれらのものが転倒いたしておるという現状であるわけでございまして、そこで何が一体どういう工業に向くかということを配慮しながら造林樹種を決定していくということが実は考えられないことはないというよう考へるのでござりますけれども、私どもいたしましては、あくまでも適地適樹種という考え方でやつて参りたい、かように考へておるわけでございまするが、適地適樹種とは一体どういうものであるか。これはやはり工業原料というものを対象といたします場合におきましては、質よりも量だといふことに相なるうかと思ひまするのでは、やはり成長が早いことが一つの条件でありますると同時に、もう一つの条件といたしましては、病虫害等に対しまする本質的な抵抗力の強さを持つておるものというように考へ合わして、適地適樹種で造林の実をあげて参るということが必要ではないか、かのように考へておるわけでございまして、国内産樹種につきましての交雑育種あるいは外国産樹種を含めましての新品種の育種作出あるいは外国産樹種の日本導入という考え方につきましても、以上申し上げたような方針によつてこれをやつて参りたい、かよう考へるわけであります。

念が出てきた。こういうことで昨年の夏ごろから木材が急にまた値上がりの方向をたどつておるようあります。ところが林政の上から申しますると、木材の価格に大きな変動が行われますることは、いたずらにつり上げた価格だとかいたずらに経済上の操作による下落であるとかいうようなことは、木材の長期生産の上からいって非常な大きな弊害をもたらすものだと思うのです。従いましてこれらの生産事業に当つておりまする林野庁といたしましては、木材がいたずらに他の要件によりまして価格が高騰したり、あるいは急激に下落するようなことを押えていかなければならぬ任務を、林政の上から持つてゐると思います。もう一つは、国有林野自体が膨大な資源を持つておるのでありますから、それらの価格操作の上に役立つものでなければならぬと思います。一つは行政上の面と、もう一つは実力的な面と、二つをお持ちになつてゐるのですが、これら、こうしたものに対する対策が考慮されなければならないと思いますが、この点についての御意見を伺いまして私の質問を終りたいと思うわけであります。

特に原材料として工業用の用途に使われるまする木材の消費量というものが異常にふえております。従いましてこれらのものの価格高騰に伴いまして、構造材料として使われているものも勢いやはりかなりの高騰を見せつつあるという状況であるわけでございまして、供給力がこれに伴いませんと、やはり木材価格は強含みだということはないめない事実であろうかと思うわけでござります。それともう一点は、何といいましても運賃負担力の少ない物質でございますので、災害等の発生によりまして生産地域が何らかの災害を受けてくるということになりますと、木材の交流する地域が激的に変化していく、そういうことによりまして多分に思惑等も手伝つて、木材価格の急激な変動があるというようなことも過去の事例に微しまするならばしばしばあつたわけでござりまするが、こういう事情を改善いたしまするためには、やはり現実に材をもつて緩和策を講ずることに相ならなければならぬわけでありまして、そのための役割といたしましては、当然国有林の事業等がこれをにならるべきである、かようにも私どもとしても考えているわけでありますと、從来からも地域的な需給調整並びに価格の調整というものをやつて参りまするために、決して過小評価などもして、従来のように地域的な需給調整並びに価格の調整といいうものをやつて参りますが、中国地方のように国有林の地域が非常に少い、しかも国内の取引の窮屈したというような場合には、なかなかそういう特殊な機能の活用もできないわけであります。可能な限り国有林の機能を活用いたしまして、そういう措置を現実にやって参る必要がある

○吉川委員長代理 次は本名武君の順序であります。本名君が見えませんから順序を変えまして、石山櫻作君。○石山委員 私はこの法案を通読いたしまして第一に受けた印象は、伐採量をふやすということに非常に意を用いましてその跡始末にいきさか手抜かりがある。こういうふうな印象を第一に受けるのです。それはもちろん造林とか何かに指導員云々とかあるけれども、実際から受ける面からしますと、伐採だけはきちんとしましてそのあとに来るものは——もちろん税制とか何とか、少しずつ改良されたようですがございませんけれども、新しくいざ実際に造林しようとして乗り出したときに、いろいろな障害に当っているのではないかでしょうか。たとえば地方公共団体のうち、うちの方は秋田県で、これは全国でも有数な山を持つてゐる県でございますが、秋田県が五ヵ年計画を立てました。そしていざ植林に乗り出そうとしてみましたが、農林漁業の方では貸してくれない、起債はまかりならぬ、こういうふうになりますと何か片手落ちだ、こういうふうに私は思うのですが、いかがでございましたよ。

ございます。そこで一體、今度伐採制限の対象からはずそうといたしておりまする広葉樹の用材、あるいは薪炭材についての消費の動向でござりますが、これらはいずれも横ばいで、しかもそういう横ばいという事實を裏づける——たとえば薪炭について申し上げますならば、都市あるは都市周辺地域の家庭用燃料としての薪炭消費というものが逐年減つておるというような現実に裏づけされまして、薪炭消費といふものが少くとも横ばいである、それから広葉樹の用材につきましては、これは明らかに多少ずつの増勢はたどつておりますけれども、問題にするほど動きではない。合せて参りますると、伐採の制限制度の対象にはしておりながらも現実には無意味だという状況が一方にあるにもかわりませず、一方におきましては、針葉樹の幼壯齡林に対するやはり伐採要請の圧力というものは非常に年ごとに強くなつて参つておる。これはやはり消費の動きを見て参りますると、急激にふえておるという事実の裏づけに基いてのそういう傾向の現われだと私ども考えざるを得ないわけであります。従いましてこの伐採制限制度の運用を一そく適切にやらなければならぬという対象に対してもいまだ手薄だ、そういうことによつて浮いてくるさまざまな手を重要な方面に注ぎたい、これがいわば今回の改正案の要旨の一点でござりまするので、私どもといたしましては、そのままで手抜かっているというふうには考えておるというふうには考へておらぬわけであります。ただいま造林の問題の御指摘があつたわけでありまするが、私どもといたしましては、確かに現在で

は一割の県の義務負担というものを課しておられますので、そこでこの財源調達に問題がある。起債といつてもなかなか問題があるありますし、うけれども、昨三十一年度までの間におきましては、起債が不許可になりましたために県段階の資金の裏づけが全然できなくて、やめになつたという事例は比較的少いのですが、その限りにおきましては今後問題は決してなくはない、かのように私は考えておるわけであります。そこでむしろ國の方の予算確保はある程度までできている、にもかかわらず県の義務負担がこれに見合わないために、補助金として作用をすることができるないというような事実はあるようございます。今後ますますそういう傾向がむしろふえるのではないかということを心配いたしております。

それから造林の融資の問題でございまするが、これも今まで、大体年間予定されておりまする四、五億程度のものが消化できているところでございまして、希望が非常にあるのにもかかわらず資金のワクがなくて貸し出しをセーブしたというような事実は、私どもとしては承知いたしております。

洪水の以後であっても成長量よりも伐採量が多い。今林野厅長官は、広葉樹と針葉樹を変えるのだ、こういう御意見でございますが、変えるその期間というものに対しても、私はやはり一つの疑問がそこに起きます。切る木は、三十年以上五十年くらいの木をおそらく切るだらうと思う。どんなにしても十五年くらいはかかります。そうしますと、その間が、二回のものを四回に届け出させて切る。どうしても過伐に輪をかけていくという印象を受けてなりません。この法律を施行された結果、広葉樹の伐採量は私はふえるだらうと思うのですが、この量はどのくらいの目算でござりますか、そしてその使用の方向というものが、一応分類されておりましたなら、一二、三説明をいただきたいのです。

に低調にならざるを得ないという状況はあるわけでございます。そこで私どもいたしましては、一方において先ほど來の議論の中にもありましたように、森林の持つ公益的性格、公共的性格というものを考えますならば、もちろん異常な、そういうことを無視した伐採がされないということによりまして、必要な制限を加えながら、しかもしばらくおけば十分な生長をするものを数年早く切りましたために、それだけの生長量の減が損だというものにつきましては、伐採制限制度の対象にいたして、できるだけ伐採を抑制する、いわば一方においては治山治水上の問題を極力考慮しながら、一方においては、それにもかかわりませず、国民経済の要請いたします必要な木材の最小限度の量というものを合理的に確保していく、こういうことが、この森林法の中で考えられておる一つの考え方だと、いうように御了解をいただきたいのであります。

ておるのが多いわけであります。薪炭林といふものは御承知のように農家林的なものとして持たれておるというものが非常に大きな部分を占めておるということをございます。そこで一体大規模な林道の開設を必要とするというような対象は、実は広葉樹用材林でございます。いずれもこれは奥地に残つておるというものでござりますので、ただいま先生の仰せのありましたような対象がこの広葉樹用材林である。そこでたとえばこの措置によりまして、急速に伐採が伸びるのではないかとおっしゃいましても、これはなかなか伸び切らぬと申しましてたのですが、これは林道がないため搬出ができないということもかたがたあるわけでござります。私どもいたしましては、これらものにつきましては、極力高額な補助林道の対象といたしまして計画をいたしておるわけでございます。

るにありますのがいわゆる広葉樹でございまして、従つて次第に伸びつありますので、それは伸びては参ると思いますが、その伸びに伴う数量たるや非常に少いものであるということではございまして、しかもこれが林道開発というものが先行いたしませんと、伐採がこれに従つていくということにはできませんので、十分にそれらのものをコントロールすることができるということを申し上げているわけでござります。

いないのでござりますけれども、この傾向は人造繊維の発達あるいは新聞紙等の文化的な国民の生活の向上によつて、この傾向はだんだん多くなるだろう、こういうふうに思ひますと、今までのよくなやり方で造林を遂行しては、時代の急速な工業化の要請にはおくれをとらざるを得ないと思う。こういう点では、先ほども造林と品種の問題を非常に力説されていましたけれども、工業用林造成に関する御説明がいさぎか欠けていたと思つておりますので、補足説明を承わりたい。

ございます。そこで私どもといたしましては、先ほど申し上げましたように、やはり造林推進の目標はあくまでも適地適種だということでいかなければならぬと考えておるわけでござりますが、可能な限り生長量の大きいもの、こういうことは短伐期でもつて森林の繰り返し生産ができるということをございます。しかも先ほど御指摘のありましたように、確かに林業につきましては公共性の問題もありますので、治山治水等に比較的懸念のないような、従いまして生産量の高いところにおいての短伐期の繰り返し生産ということによりまして必要な工業原料の確保に当つて参りたい、一部にはいわゆる産業備林というような考え方に基きまして、それぞれ特定産業の部門が必要な原料を自分の手によって確保するというような行き方も実は提唱されておりますが、林野庁としてもたしましては、狭い山林を多様な用途に従いまして活用して参るということになりますと、特定産業のために一つの備林的なものを持つということは、必ずしも林地利用の合理化の上からいいまして適切でないというようになっておりまして、方針といたしましてはただいま御説明申し上げたような方法によりまして将来の増大傾向に対処いたしたい、そういうことが特にこの段階におきまして林木の品種改良を取り上げた事由でもあるわけでござります。

め、もう一つ特にこれは昔からやられているだろうと思うのですが、国有林の近所の農村の方々の福祉を痛めつけないということ、これも大切だと思うのですが、特に今皆さんの方で品種を改良なさるその方向のうち大きな方向は、広葉樹から針葉樹に問題を変えていく。こういうところに要点があるようですが、どうしても山麓の光をさえぎります。そうしますとまず第一に今までの採草地が痛めつけられる、あるいは今まで落葉とか何とかを拾ってそれを燃料の一部あるいは堆肥の一部にしていたのが閉ざされてしまう、こういうふうな欠点が相当あるのではないか。特に針葉樹になりますと、樹木のかたわらの耕作などはほとんど限定されてしまう。そうしますと、国有林が簡単に開放されて、払い下げの制度も大いに活用されているならば、そういうことを申し上げたくないのですが、それでも、昔先祖が自由に山の中に入つて、薪炭、採草その他自由にできたのにもかかららず、最近は非常にきびしくなった。春の山菜をとりにいくにしても鑑札というふうなものをもらわなければ山入りができるない。しかしそれでも落ちこぼれがあるわけでござります。しかしこれを闇葉樹から針葉樹に移行しますと、その落ちこぼれがほとんど失われてくる傾向があるので、小さいことをいうと、きのこの果てまで針葉樹になりますと種類が減っていくという現象が起きてくるのでございますが、そういう点を十分勘案されてこの法案をお出しになつておるのかどうか。

をおいたしまして私どもの計画は立てておるわけでござります。ただいま御心配のような問題は確かに国有林の場合におきましては一応の心配として取り上げなければならぬ問題かと思うのであります。現在約八百万町歩に近い国有林の中におきまして、百九十万町歩に近いものが地元農民に各種な施設をして一応開放せられておるという状況でございますが、こういう実態はあくまでも尊重して参りたい。現在林野庁内部におきましては、極力国有林野事業の内容を整えますために各種の面から検討を加えておるわけでございますが、この林地事業の面からいたしまして、一つは国土保安のためにさまざま的な制約を受ける森林、そういうような制約の比較的少い森林、一つは地元農民のための各種な施設といふものを中心といたしましてそれを優先して考えなければならぬ地域の森林、こういうような三種に区分いたしまして、それぞれの地域に対しまして適切な措置を行えるようなことをいたそう、こういうことも実は取り計らつておるわけでございまして、御心配になりましたようない点につきましては、十分御迷惑のかからぬよう運営をしていく心がまえでおります。

量から見ますと過伐の憂いが目前にあります。そうしますと局部的でございますけれども、どうしても消費の面を大いに節約して、一石でも経済価値のあるところへ用材を回すという工夫が第一必要だと思ふのでござります。それにつきまして、たとえば薪炭の石数が大へん多い。木炭であれ、あるいは土きぎであれ、これは一億近くのものが出でる。これを大いに節約すれば工業方面にもっと回し得るわけでござりますが、そういうような対策に對してはどういうふうな用意を持っておられるのか。現在何か施策をなさっておるだらうと思いますが、その施策の進捗状態はどうか。林野庁で伐採の法律を緩和したのと歩調の合うような指導方針がとられておるのか、それと並行的に進むのか、それとも、より以上に問題が進展する可能性があるのかどうか、現在の状況あるいは見通しをお聞かせ願いたい。

ます石炭不足解消のための堵木についても、現在非常に入手が苦しい状況でございます。それらの解決のために、従来針葉樹を使っておりましたので広配について助成をいたしておるわけでございます。
なお薪炭材の節約につきましては、それにかわるべきものといたしましてまず大都市方面におきましては都市ガスを急速にふやしていくという方向に参つております。実は前々からの五ヵ年計画が大体今年度で終りますので、また引き続いて五ヵ年計画によりまして拡充をいたしておりますが、幸い所定の計画以上にガスが普及いたしておりますが、けつこうな状況になつておるわけでございますが、一方ガスのない郡部その他の地区におきましては、とりあえず林野庁の方々にも御協力願いまして練豆炭、あるいは燈軽油、亜炭、そういうふたよな鉱物質の燃料に転換していただき、という措置を積極的にとつておるわけでございます。たとえば練豆炭の原料であります無煙炭という炭については、御承知のように国内では生産に限りがござりますが、必要なだけ海外から輸入いたしますが、やはり積極的に作つて普及しておるわけですが、いった事情で今後われわれの方針としましては、林野庁の方と同步調をとりまして、薪炭材は大体これから先は構ばいで、現在よりも下回る、そのかわり都市ガス、練豆炭をどんどんふやしていくという方向にもつていきたい

も一方には、木材は単に五年、十年の問題ではなくして、長い問題でございますので、昨年末の方の産業合理化審議会のエネルギー部会におきまして、農林省はもちろん、各産業界の方方が熱心にお寄りになりまして、二十年先年先のそういうたたな家庭燃料のエネルギー対策というものを答申していただいたのでござりますが、その結果におきましてはやはり薪炭材は将来二十年先にも横ばいなし下回る程度に指導して、あとは都市ガスとか、練、豆炭、そういうようなもので補つていくといふ答申の線に沿つて、業界の方々にお願いしておる次第でございます。

○石山委員 それから包装用の箱材なんかに相当木材がとられていくつていうのではないか。これらも林野局とも関係があると思いますが、狭い国土で、そうたとえば木箱をボール紙にかえてみるとか、そういう点も進めているかどうか。それからこれも林野局ともございまして、今までの統計上から見ますと、輸入材が占める地位というものが大へん少いよう思います。この森林を開発して輸入するといふことも一つの大きな方法ではないか。それについては今までの統計上から見ます

のかどうか、こういう点を聞きたいであります。
○石谷政府委員 このことにつきましては昨日以来詳しく述べて説明申し上げてございますが、要点だけについて再度申し上げますと、一応私どもの目標いたしましては、今後一千五百石程度以上のものを輸入に期待すること困難だという判断でございます。本件あたりは大体九百二十万石の輸入材を得たのでございますが、その中で八万石以上のものが南洋材でございました。そのうちの約九割近くまではアーリビングでございまして、最近のフィリピンの国内の状況からいたしますと、素材の今まで出さないで、国内で加工したものが出そうという空氣、あることはそういうことを可能にする条件がどんどん進んでおるわけでございます。従いましてこれ以上のものをフィリピンに期待することは、戦前の状況からいきましても困難だ、あとは要するに旧蘭領のボルネオ地域でございますが、これにつきましてもおのずから限度があるのでございます。

な条件ではソ連材に期待する量は年間百万石を出ることは至難である。これはいずれも積み出し港の関係でござります。もちろんこれに対しましては、国内の価格との見合いもござりまするが、今のような条件ではちょっと至難であるというように考えられるわけでございまして、あれこれあわせ考えまして、現在並びに将来にわたりまして、なかなか一千万石以上というものを期待することは困難だ、従いまして国内のいわゆる供給力というものをふやして参るという対策に徹しなければならない、こういうことに相なるうかと思うわけでございますが、何といましてもソ連地域におきましては、最も手近かなところに、しかも国内で一番需要の多い針葉樹の資源があるわけでござりますから、今後は、国交の回復した今日でもありますので、私どもの立場といたしましては、極力その輸入量の増大を期待いたしまして、各方面に働きかけて参りたい、かように考えておるわけでござります。

それからもう一つ通産省に特に心にかけていただかなければならぬのは、去る委員会で鳥取県の中越バルブの問題が非常に論難をされた経緯がございます。広葉樹をおもに使用する化學工場は方々にあると思いますけれども、大量に使用するのは何と申しましても紙バルブ産業がその中心にならざるを得ないと思います。そうしますと、今回も広葉樹の伐採の緩和のある種の恩恵を受けるのは紙バルブ産業であることは間違いない、そうしますと生産量があえるでございましょう。生産量があえると同時に非難の声もまたあえるというのが現実じゃないかと思います。ですから生産量をふやし、税法上にも造林の面も見てあげる、こういうふうな点から見てみますと、でき上の過程、でき上つたものに対しても私は不公平があつてはならぬ、ですから現在廢棄といふものに対して、通産省はどう考へてゐるか。たとえば、あれをあのまま川へ捨てないで、あの中からまだ残っている纖維を再採取することも、今の科学では何ら不可能ではないはずでございまして。あるいはそれを糖化する、あるいは投資を援助してあれをアルコール化する、そうすると廃液の害というものは相当程度免れるのでござりますけれども、今の經濟制度からすると、利益の上らない面には經營者は目をつぶるのをさぎりますから、それを何かの形で規制をして、何かの形で新しい分野を開拓することが國家の力でできるいかどうか、こういうことを私は思つているのですが、通産省はどういうふうにお考えですか。

す第一点の古紙の御指摘は小さいよう
な問題でございますが、われわれとし
ても非常に関心を持っておりまして、
先般來そういう関係の業者の方々がわ
れわれのところへ御相談に参りまし
た。非常に失礼でございますが、主と
して零細の方々が多うございまして、
どちらかと申しますと、各地方の県庁
にお願いする面もございますが、通産
省としましても、中小企業対策の一環
として何れぞそういう点について御指導
も申し上げ、できるだけ廃品を回収す
るようなどいう方向で持つていてお
るわけでございます。

それから先ほどお尋ねになりました
包装材料につきましても、私の方の輕
工業局で積極的に指導もいたしております
まして、改善のための展示会あるいは
奨励会、そういう点をやっております
す。先般経済企画庁方面との木材資源
利用合理化推進本部が三十五年度まで
のそういう包裝材料の節約の見通し
を出したのでござりますが、大体三十
一年以降は横ばいにしていこう、その
かわりにダンボールとか魚の箱も金属
性のものにかえていくという方面に指
導いたしておるわけでございます。ま
た一方木材の節約と同時に、耐火建築
促進のためにセメントの増産、しかも
安いコストでできるだけたくさん作つ
てブロック建築を奨励していくという
方面に手を打つておるわけでござい
ます。

なおお尋ねになりましたこれらの広
葉樹を利用する場合の——主としてパ
ルプ会社が利用するのでございま
す。われわれとしましても、これにつ
きまして農村の方あるは魚介の方こ

御不便をかけないよう、御迷惑をかけないよう、あらゆる施設の面で指導いたしております。しかし御指摘のように、何といってもただ防除するだけじゃなくて、そういう害のないものにいたしておられます。そこで御指摘のようないろいろな薬品を回収するという試験も一応成功の段階になっておるわけでございまして、それを應用する試験所で廢液からさらに御指摘のそぞういったいろいろな薬品を回収するといふように、業者の方々にも奨励いたしておるわけでございますが、御承知のように、木材からとりますセルローズは大体四割くらいしかなくして、あとは捨てるわけであります。これは非常にもつたいないわけで、そういう廃液の中からも御指摘のように有望な化學繊維が多々出るわけでありますから、そういうものをとつた方が一石二鳥で、污水の防除にもなるし、また利益にもなる。ただこれに対しまして、そいつた施設をすることに対しまして、いろいろな助成金なり金融措置を講じたいと思いますし、また工場の関連施設について通産省としても今まであまり助成策をとつておりませんでしたが、積極的に今後とつて、こういう方針でやつておるか、それをお調べだつたら御説明願いたい。

権利を分取するという内容の契約によりまして、主として公有林、市町村有林、あるいは部落有林に対しても分取造林を行なっておるような状況になつております。
○石谷委員 これはあなたの方で奨励なさつておるわけですか。そうしてその指導にこたえるだけの分取造林がされておりますか。
○石谷委員 私どもの方といたしましては、先ほど申し上げましたように、各産業部門がそれぞれの目的に従いまして必要な企業方針を持つということは、國の林業政策の上からいきまことに必ずしも適当でないという判断を実は申し上げたのでございますが、各企業といたしましては、自分の力の及ぶ限りにおきましてそれぞれの検討と採算の中において必要なうつた原木材料確保の措置をいたしたいという意味において、私の方から格別にそういうことを今まで奨励してきたわけじやございません。ただし今後新しく広葉樹林が切られて参り、そのあとに針葉樹でもつて植えかえて参るということになりますと、従来のように、ただ單に国の資金援助といったようなことにのみ依存するということではなくかなが拡大造林は困難でござりますので、ただいまお話をのような趣意もあわせまして、関連産業部門がこれらといわゆる再造林の投資をするということにつきましては、大いに勧奨いたして参りましたが、かように考えております。

收もほとんど限度だらうと見られております。そうしますと、この分収造林というもののに業者は力を入れなければならぬだらうし、林野庁としてもそういうような指導の面を大きいに考えてやらなければならぬ段階ではないか、というのは、切って利益を受けておる企業体は、この狭い国土を守るという任務がおのずから備わつておると私は思う。十分にこれを活用さすということが、また監督官庁として林野庁は考えていなければならぬ一つの義務だと思う。こういう点で、この法案が出てからいろいろ風聞を聞いたりしても、やはり守つてやるところは守るというように、厳重に監督するところは厳重に監督指導するという意味では、私は造林は強制といふわけにはいかぬでしょうけれども、そういう面ではやる必要があるのではないか。

ただかなければ、せつかくの造林意欲もなくなってしまうのではないかという心配がいたします。

それからこの法律案のこまかいことでもござりますけれども、林業改良指導員でございますが、これには「政令で定める資格を有する者でなければ」というふうに規定されおりますが、政令で定める資格ということははつきり基準がきまっておりますか。

○石谷政府委員 今回の法律改正によりまして、これらの技術員のいわば認容資格といふものを一つ具体的に規定して参りたい。そして具体的に規定いたします内容は政令に譲る、こういう考え方でいるわけでござります。

○石山委員 いろいろ申し上げて約五十分くらいになつたわけですが、この法律をあなたがお考えになるよう、あるいは国が意図しているように万全に遂行していくのには、あなたの輩下にある全林野の諸君の考え方、努力、協力が私は問題だらうと思います。私が最近の仲裁裁定などの例の賃金の話をまたまま耳にしますが、幾ら法律でりっぱなものを、簡潔なものをお出しになつても、それを守る方、協力する方がちゃんととしていいとなかなかうまくいかぬと思う。特にこの法律は私と難点が表に出ないよう、出ても微少量に出るように工夫するのが全林野の職員諸君の任務だと思う。そうした場合に、あなたと職員組合の方と約束されたことが、世上新聞紙などでこれわれたら、従業員諸君の方はどうな気持がするか推しはかられるわけでござ

います。私はして追及は申し上げませんが、少しお話いただきたいと思います。

○石谷政府委員 今回のこの法律改正によりましては、もちろん国有林野も同時に規制を受けるという考え方の法でございますからして、従つて必ずしも全林野の組合員諸君は無関係だと申し上げませんけれども、直接的には都道府県に所属いたします地方公務員の方の実施する問題に相なつてくるわけでござりますので、さした影響は全林野にはないというようにお考えを願いたい、こう思うわけであります。

それから仲裁裁定の問題でございますが、私どもといたしましては、あの裁判の趣旨に従いまして、その趣旨に沿うごとく善處いたす、こういうことで目下検討中でござります。

○石山委員 まだ申し上げたい点もござりますけれども、これで私は打ち切ります。

○吉川(久)委員長代理 石山委員の質疑に関連して、細田委員から関連質問の通告があります。これを許します。

細田君 簡単に願います。

○細田委員 先ほど來の本案についての御説明を伺つて、林野庁が管轄する林野面積がいかに多いかということをわれわれは今さら痛感したわけであります。そこで御承知のように国民必需品の一つは薪炭である。この薪炭の出場所は深山幽谷 言いかえれば、林野

所の管轄区域、この森林から出るものも申し上げるまでもなくパルプの材料及び建設資材、これに主として費されるわけですが、先ほど石山委員の御質問に対し、通産省の方で建設資材ではブロックを、薪炭方では豆炭を、こう言つてますが、それでは豆炭をどういうふうにして農村へ普及化していくか、あるいはブロック建築をどういうふうにして国民の方面に実用化されるか、そういう点は遺憾ながら何も言われていない。あるかもしませんけれども、時間がありませんから、その点の質問は省略します。

私は茨城県ですが、あの平野地区でいかに薪炭というものが冬になると高くなつて、農家経済を圧迫しておるかということがわかるのです。そこで、長官の方の管轄ではないが、農林省としては、いわゆる新農村建設運動を進められておる。そういう面からいつて、新農村の建設は農家経済を豊かにすることが中心になると思うのですが、農家の生産と生活に中心が置かれておることは申し上げるまでもない。そこで考えられることは、新農村の建設運動の一環としての意義あるいはその他の意義から、たとえていえば、全購連では御承知のように肥料をアル計算して、青森県の端っこも鹿児島県の端っこも関東のすぐそばでもうふうな配給をしておる。そう懸念する。しかし農家経済が冬ふくれ上つてもそれはお前たちの勝手だということでは、ほんとうに地についた農業政策にはならぬと思う。

そこであなたの方としては、大阪あるいは中部あるいは関東というようないわゆる深山幽谷とは距離のある、そういうふうにして農村へ普及化していくか、あるいはブロック建築をどういうふうにして国民の方面に実用化されるか、そういう点は遺憾ながら何も言われていない。あるかもしませんけれども、時間がありませんから、その点の質問は省略します。

私は茨城県ですが、あの平野地区でいかに薪炭というものが冬になると高くなつて、農家経済を圧迫しておるかということがわかるのです。そこで、長官の方の管轄ではないが、農林省としては、いわゆる新農村建設運動を進められておる。そういう面からいつて、新農村の建設は農家経済を豊かにすることが中心になると思うのですが、農家の生産と生活に中心が置かれておることは申し上げるまでもない。そこで考えられることは、新農村の建設運動の一環としての意義あるいはその他の意義から、たとえていえば、全

購連では御承知のように肥料をアル計算して、青森県の端っこも鹿児島県の端っこも関東のすぐそばでもうふうな配給をしておる。そう懸念する。しかし農家経渋が冬ふくれ上つてもそれはお前たちの勝手だということでは、ほんとうに地についた農業政策にはならぬと思う。しかしながら、その点の質問は省略します。

私は茨城県ですが、あの平野地区でいかに薪炭というものが冬になると高くなつて、農家経済を圧迫しておるかということがわかるのです。そこで、長官の方の管轄ではないが、農林省としては、いわゆる新農村建設運動を進められておる。そういう面からいつて、新農村の建設は農家経済を豊かにすることが中心になると思うのですが、農家の生産と生活に中心が置かれておることは申し上げるまでもない。そこで考えられることは、新農村の建設運動の一環としての意義あるいはその他の意義から、たとえていえば、全

購連では御承知のように肥料をアル計算して、青森県の端っこも鹿児島県の端っこも関東のすぐそばでもうふうな配給をしておる。そう懸念する。しかし農家経渋が冬ふくれ上つてもそれはお前たちの勝手だということでは、ほんとうに地についた農業政策にはならぬと思う。

そこであなたの方としては、大阪あるいは中部あるいは関東というようないわゆる深山幽谷とは距離のある、そういうふうにして農村へ普及化していくか、あるいはブロック建築をどういうふうにして国民の方面に実用化されるか、そういう点は遺憾ながら何も言われていない。あるかもしませんけれども、時間がありませんから、その点の質問は省略します。

私は茨城県ですが、あの平野地区で

いかに薪炭というものが冬になると高くなつて、農家経済を圧迫しておるかということがわかるのです。そこで、長官の方の管轄ではないが、農林省としては、いわゆる新農村建設運動を進められておる。そういう面からいつて、新農村の建設は農家経済を豊かにすることが中心になると思うのですが、農家の生産と生活に中心が置かれておることは申し上げるまでもない。そこで考えられることは、新農村の建設運動の一環としての意義あるいはその他の意義から、たとえていえば、全

購連では御承知のように肥料をアル計算して、青森県の端っこも鹿児島県の端っこも関東のすぐそばでもうふうな配給をしておる。そう懸念する。しかし農家経渋が冬ふくれ上つてもそれはお前たちの勝手だということでは、ほんとうに地についた農業政策にはならぬと思う。

私は茨城県ですが、あの平野地区でいかに薪炭というものが冬になると高くなつて、農家経済を圧迫しておるかということがわかるのです。そこで、長官の方の管轄ではないが、農林省としては、いわゆる新農村建設運動を進められておる。そういう面からいつて、新農村の建設は農家経済を豊かにすることが中心になると思うのですが、農家の生産と生活に中心が置かれておることは申し上げるまでもない。そこで考えられることは、新農村の建設運動の一環としての意義あるいはその他の意義から、たとえていえば、全

購連では御承知のように肥料をアル計算して、青森県の端っこも鹿児島県の端っこも関東のすぐそばでもうふうな配給をしておる。そう懸念する。しかし農家経渋が冬ふくれ上つてもそれはお前たちの勝手だということでは、ほんとうに地についた農業政策にはならぬと思う。

私は茨城県ですが、あの平野地区で

いかに薪炭というものが冬になると高くなつて、農家経済を圧迫しておるかということがわかるのです。そこで、長官の方の管轄ではないが、農林省としては、いわゆる新農村建設運動を進められておる。そういう面からいつて、新農村の建設は農家経済を豊かにすることが中心になると思うのですが、農家の生産と生活に中心が置かれておることは申し上げるまでもない。そこで考えられることは、新農村の建設運動の一環としての意義あるいはその他の意義から、たとえていえば、全

購連では御承知のように肥料をアル計算して、青森県の端っこも鹿児島県の端っこも関東のすぐそばでもうふうな配給をしておる。そう懸念する。しかし農家経渋が冬ふくれ上つてもそれはお前たちの勝手だということでは、ほんとうに地についた農業政策にはならぬと思う。

私は茨城県ですが、あの平野地区で

いかに薪炭というものが冬になると高くなつて、農家経済を圧迫しておるかとい

うことがわかるのです。そこで、長官の方の管轄ではないが、農林省としては、いわゆる新農村建設運動を進められておる。そういう面からいつて、新農村の建設は農家経済を豊かにすることが中心になると思うのですが、農家の生産と生活に中心が置かれておることは申し上げるまでもない。そこで考えられることは、新農村の建設運動の一環としての意義あるいはその他の意義から、たとえていえば、全

購連では御承知のように肥料をアル計算して、青森県の端っこも鹿児島県の端っこも関東のすぐそばでもうふうな配給をしておる。そう懸念する。しかし農家経渋が冬ふくれ上つてもそれはお前たちの勝手だということでは、ほんとうに地についた農業政策にはならぬと思う。

私は茨城県ですが、あの平野地区で

いかに薪炭というものが冬になると高くなつて、農家経済を圧迫しておるかとい

うことがわかるのです。そこで、長官の方の管轄ではないが、農林省としては、いわゆる新農村建設運動を進められておる。そういう面からいつて、新農村の建設は農家経済を豊かにすることが中心になると思うのですが、農家の生産と生活に中心が置かれておることは申し上げるまでもない。そこで考えられることは、新農村の建設運動の一環としての意義あるいはその他の意義から、たとえていえば、全

購連では御承知のように肥料をアル計算して、青森県の端っこも鹿児島県の端っこも関東のすぐそばでもうふうな配給をしておる。そう懸念する。しかし農家経渋が冬ふくれ上つてもそれはお前たちの勝手だということでは、ほんとうに地についた農業政策にはならぬと思う。

私は茨城県ですが、あの平野地区で

いかに薪炭というものが冬になると高くなつて、農家経済を圧迫しておるかとい

の運用としては、意味が薄いながらも林種転換といったことによる造林を推進しようとしていると、そういう中間的な結論の中から出るものは意味があり、むしろプラスだということを考え、一方において森林資源においてはますます問題が多い、そういうところにこそ集中的に手を加えていくべきだ、こういうことで与えられた条件下において比較的改善の方向を目指しましての改正でございます。この五カ年間の制度運用の中間的な結果において措置すべきものを探査したというように考えます。

○本名委員 与えられた条件下にというお言葉がありましたが、私はこの法律改正はとにかく従来のものより一步前進であるということを考えております。昨日もだいぶ後退でないかといふ御意見でありましたが、私は前進だと思います。しかしながら日本の森林培養はこの程度ではないかぬ。一日も早く抜本的な森林行政の改革を行なつていただきたいということが一つの意見であります。それについて卑近な例を申し上げて御意見を承わりたいのです。通産省の御意見あるいはいろいろな有識者といわれる方々の御意見を承わっておりますと、森林の培養とあわせて木材利用合理化が強く呼ばれておるが、利用合理化ではなくて、利用縮小、萎縮の計画がなされているという面があるので非常に私は残念に思います。少くとも日本の実情においては、もつと木材を使えるような態勢にならなければならぬ。從つて森林はそれに対応するだけの増産をはからなければならぬ。にもかかわらず木材を使わないで鉄にかかるとかセメントにかかるとい

うこと、あるいはまた集約的な効率的な利用のために化学工業に転換するとかいうような考え方は現状下においてはやむを得ないことであり、またそういう方向も将来においても必要であります。ですが、そのことのために森林が没却されることはいかぬと思います。そこで御意見を承りたい。森林政策の基本法である森林法はちょいちょい改正されますが、極端な言葉を使えば、こんな小手先のことばかりおやりにならないで、もつと抜本的な改革をおやりになる御意思がおありにならないかどうか。その一つの理由を考えてみますと、まず第一に考えなければならぬのは、日本の国土、国柄自体もそうですが、森林の歴史や生成発展の過程を見ますと、やむを得ないといえばそれまでですけれども、一番大切なことは何といつてもこの林野の所有権の問題、あるいはまた広くいえば、この土地の利用区分の問題が適正化されない限りは、なかなか森林の抜本的な政策、りっぱな政策というものは完成しないのではないか、こういうふうに思うのです。それからもう一つは、林種転換であるとか、林相改良ということは、これは現実の上に立ってやることであって、何もこれが理想の方法でもなければ、あるいはまた伐期縮減を引き下げるところによって効率を上げるということも、これは現実の上に立って解決の一つの手段にすぎないのであって、抜本的な方法とは私は信じ切れない、そういうふうに考えまして、私は何とか近い将来において基本的な林政改革をおやりにならせていただきたい。その一つとして国土の利用区分の適正化を一步前進すると同時に、森林所有権の問題、森

林所有権をこのままの姿に置いて果してほんとうに日本の森林の培養育成ができるかどうかということを考え及ぼして御検討なさっておられるかどうか、この点をちよっとお聞きしておきたい。

○石谷政府委員 高度な総合的な、合理的な土地利用という見地に立ちましては、まだ問題を確立して参る上に非常に大きく取り残されておるものがあるようと思うわけであります。従いまして、そういうことからいたしまして森林そのものが地域的にも非常に不安定な状態にあるという現状はいなめないのでありますて、現在の林業用地は、必ずしも今後永劫に林業用地としての計画の上に乗つけて規律して参るということには相ならないということでござりまするが、この問題につきましては、ひとり森林法の立場から、あるいは林業政策の立場からのみこの問題を取り上げて解決するということのためには、まだ若干ほど遠い状況にあるのではないか、私どもかように考えておるわけでございますが、少くとも現実に正面いたしておる状況からいいますると、土地利用としての林業というものが今後内部的に果して参らなければならぬ役割といふものは、産業の発展とともに、従いまして国民経済の伸展に合せましてますます重要度が高まつておるという見地から、従来の林業政策というものを十分に顧みまして、その上に必要なものにつきましては再編成を考えて参るというようなことは、時局の要請としてやはり考えていくべき段階ではなかろうか、こういうこととあわせまして森

林法の改正問題というものが、今後起るといったしまするならば十分に起り得るのじやなかろうか、私どもはかよう考へておるわけであります。

○本名委員 長官もそういうふうにお考へになつておられるということは非常常にけつこうなことです、やはり社会情勢その他関連の——憲法から始まつて民法に至るまでいろいろ関連があるでしようが、私は、小手先だけの森林法の改正ということを思つて早く打ち破れるような情勢を客観的にも作り上げていくことが必要であると思う。今後において林野庁等の御意見も重ねてお伺いしながらこの問題を解決していきたいと思つておりますが、それにについて具体的に一つ申し上げて御意見を承わりたいと思いますが、私どもは、農林行政というものをどうしてもこれを一體化して、森林政策といふものも日本の農林行政の一環としてぜひ再検討をしていきたい、こう思つておるのであります。さつき所有権などと、いふばく然としたことを申し上げましたけれども私は将来どうしても農業に林业を組み入れなければならぬ、極端な言葉を使いますと、私は林业なんとかいうものは農業の一環として考えていくことの方がほんとうに森林を育成する上に適切な道である、その上に立つた林業政策でなければいかぬときさえ思つていいのであります。これらにつきいて国費は分取林の形式を初めといななければ、あるいは所期の需給計画が狂つたり、あるいはまた土地の利用がその投下される姿が何か一つの基本的な、新しい抜本的な行き方に立つてしまつていろいろ投下しております。

○石谷政 府委員 お説のように林業経営自体は決して単独、独立にあり得るものではなくして広い意味の農家経営の一環として配されるべきであるということにつきましては、私どもしごく同感でございます。林野行政だけを抽出いたしましてさまざまな作り立ておなじうことにつきましては、大いに反省する必要があるという点は全く同感でございますが、その結果として出て参りまするいわゆる高度の林産物というものが、国民経済の上に不可欠な材料として大きな意義を持つておるということからいたしましたいわゆる国としての資源政策的な面といふものは、それにもかかわりませず、一つの問題も、それあるがゆえにこれを取り除いて考えるわけにもいかないというところにやはり問題があろうかと思うのでござります。

○本名委員 時間もないで具体的な問題は今後に残すといたしましたても、私はどうも、今までの林野行政というものが、林野庁だけの責任において、いい言葉を使えば御苦心なさつておられる、悪く言えば独走の余り苦しんでおられるというふうに見られるのであります。ですが、どうか今後において、大きな角度から日本の森林をどう守り抜くか、どう育成するかということをぜひ承わりたい。

があつたわけですが、一巡を終えました昭和三十二年度からまたこれを具体的に再編成をいたすということになつておりますて、ここに必要な調査資料等も一応できておるわけでございますが、この調査の段階におきましては、具体的にその期間中に林種の改良をするよう対象森林を確定いたしましたとか、それらのものにつきまして指導上のよりかかりになりますところの造林方法なり造林樹なりの選定問題まで含めて参るというような、かなり林業の細部にわたつて指導の目標が提供できるような案にいたすために必要な調査をいわば第三次の調査としてやつて参りたい、かように考えておりまして、これらの計画の内容を一応具体的に調査の方法とともに決定をいたしまするならば、都道府県に十分周知徹底をはかりまして、そのような面からただいま御指摘のありましたようなことのないよういたしたい、かよううに考えております。

○ 笹山委員 立法当时におきましては、第十六条にありますところのただし書きの除伐の規定については、年一回の許可と関連をして提案者が答弁があるようございますが、今度年一回が二回になり、今度の改正で四回になるわけであります。そうすると二割の増伐ということがだいぶ趣しが変わることと思いますが、現在そういうふうにやはり運用されていくつもりでありますか。

○ 石谷政府委員 年二割の増伐と申すことは、いわゆる森林区施業率五カ年計画がありまして、それを森林区実施計画という毎年計画に実はおろしていきますが、そういう場合

にその年々のいわゆる標準量の二割超を置を実は考へて參つたわけでありあります。ですから當時年一回というふうに定めましたのは、先ほど御説明申し上げましたように、當然全森林区にわたりまして用材林、薪炭林とで伐採の許可申請限度をはかるに超過した伐採の許可申請というものが、あるわけでござります。そうしますと、受付の時点を一回にいたしまして取捨選択を公正にするという必要がある関係上、むしろ一回にいたところが、なかなか一回の許可申請の受付だけでは許容限度に達しないことがあります。そこで、事務上の問題もあわせ考へまして、二回にいたして参りましたという状況であります。

一方ではもつと国有林を切るべしといふ主張があり、また営林当局は現在の伐採量でけっこうだ、こういうような相矛盾するところの対立が出ておつて、非常に混迷を与えておるような状況でございます。十年伐期を下げるというような事柄については、ここにいろいろ勧告の内容があるわけでございまが、この実態調査の範囲というものは、この表に現われたところによりますと、全林野の經營区のきわめて小部分の經營区しか対象にしておらないところの調査に基いておるのでございますが、こういうようなことで国有林事業特別会計の全部の事業の運営について、やはりこの勧告の伐期引き下げということについて適正と思つておるかどうかを、行政管理庁の方に伺いたいと思います。

が切り惜しみをしている、そのためには原本難が非常に起きておるというような印象しか与えないと思うのでござります。従つてかよくなことについては林野庁当局と何か話し合いによつて十分審議したことがあるかどうか、その点について伺いたいと思います。

○藤井説明員　お手元に差し上げております中の勧告に、ただいま私が申し上げましたようなことが書いてございますが、一應われわれの試算の範囲では、こういうところもあるのだ、その点についてでき得る範囲のものを個々に検討した上でやつたらどうであろうかという勧告をしたのでありますから、この点につきましては、林野庁とは、これは長官初め全部と打ち合せ済みというような意味ではございませんが、事務当局の間では、われわれの監察を始めます初めから現在に至るまで、いろいろの打ち合せをいたしまして、一応の勧告となつて いるわけであります。

○藤井説明員 ただいまのお話は、われわれが一応試算いたしました中に
は、もちろん生長量の觀念も入つております。従つて生長量をもとにいたし
ました標準伐量というものをもとにいたしましたして、決して山は荒れないと
いたしまして、後どういうふうに対処していくかれるつ
もりでございます。

○鈴山委員 こうした勧告が林野庁當
局になされたわけでございますが、林
野庁としては、この勧告に対しまして
どういうふうにお考えになり、また今
後どういうふうに対処していくかれるつ
もりでございます。

○石谷政府委員 こういう問題が数多
い問題の中で取り上げられました一つ
の経緯と申すべきものは、やはり極力
森林の生産力を高めて参らなければな
らぬ、こういうことから来ているので
はないかと思うわけでございまして、
この勧告によりますと、その試算の結
果によると、一応概要として伐採量が
一割三分ぐらい引き上っているという
ような結論も出ているように考えられ
るのであります。私どもともいたしま
しては、一般論といたしまして、も
ちろん森林の生産力を極力引き上げ
て参るという方向で努力いたします
のは当然でございますが、それらの
ものが、適切に消化されて参るという
ことのためには、先ほどの御質問の中
にもありましたように、それぞれの
生産地域が結びついている市場の特性
というものがあるわけであります。そ
ういう関係というものが大きく変化
を受けません限りにおきましては、い
たずらに北海道で生産いたしました
ものを九州の南まで持っていくと
いう考え方に基く策は講ぜられない

わけでございまして、国有林は具体的に個々の生産現場とそれに見合う市場、こういうものの関連においてそれぞれの伐期をきめていきたい。要するに利用伐期という考え方においてやはり伐期をきめていっているというとでございます。生長量で年伐標準量というものを算定する基本的な原則の上には立っておりませんけれども、その上に立ってなおかつ今申し上げたようにやり方が有利だ、それから、そういう限りにおきまして植伐の均衡というものが全体的に保ち得る、こういうことですございまので、勧告の趣旨は十分に私どもの反省の資として活用いたさなければならぬと思うのでございますが、ただ単に生長量の増大、従つて伐採量の増大そのことが直ちに収支の改善に役立つということには同調できないと、いうように考えておるわけであります。

れど、こういうふうにわれわれは林野行政を取り扱うのだとすることをほつきり言明された方が低迷を来たさないといいのじやないかと思うのでございませんか。いつかの機会におきまして、この勧告があつたけれども林野行政はこういうふうにするのだというふうに公表されるおつもりはございませんか。

○石谷政府委員 国有林につきましては時代の要請によりまして事業全体に対する内容の検討を現在いろいろ加えつつある段階でございますので、これらの見通しを得次第これらの方針に対しまする私どもの最終的な所見は発表いたしたい、かように考えております。

○笛山委員 この問題についてはこの程度にいたしまして、広葉樹の問題について最近ユーカリとかあるいはイタリアボプラ、そうした方面が地方によりましては相当造林奨励の対象になつておるようですが、こうした問題について林野庁当局としましてはどの程度試験を行い、将来のこれらの造林資源の増大についてどの程度奨励策を講ぜられるつもりであるのか、この点について伺いたいと思います。

○石谷政府委員 従来この外国産の特殊な広葉樹につきましては、きわめて狭い範囲の試みといたしまして、これらの造林をばかり増殖をいたしてきたわけでございますが、必ずしも一定の計画のもとにこれらの中殖試験といふうなものをいたしたわけではございません。確かにユーカリにいたしましたてもイタリアボプラにいたしましたその他アカシアにいたしましても、適地を得られさえすれば短期間に非常に旺盛な成長を示しまして、それぞれ生

育を期待できるという見通しがあると
いうわけでござりますけれども、これ
らが果してどのような地域にまで適応
するかといういわゆる現地適応のため
の試験調査がきわめて不十分であります
ので、なかなか積極的に造林樹種と
して採用するという域に至っておらな
いという状況であります。一部は試
験場、一部は応用研究費によりまして
適用地域についての調査をしておる次
第であります。

○ 笹山委員 今度の改正の一つの要綱
は、公有林について知事が認定した場
合においては特例の許容限度を定める
というふうになつておるのでございま
すが、特別の許容限度というものの内
容なり考え方について伺いたいと思
います。

○ 石谷政府委員 民有林の場合におき
ましては、許容限度のきめ方はやはり
生長量原則に基いておる、こういうこ
とでございまして、これはあくまでも
森林区ごとにきめられて参るべきもの
でございますが、その森林区全体の許
容限度の中におきまして、特に公有林
の経営計画を編成いたしまする対象の
ものにつきましては、内輪ではあります
が別立てのものとして掲上をする、
こういう意味でございます。

○ 吉川(久)委員長代理 楠兼次郎君か
ら特に発言を求められております。こ
れを許します。簡単に願います。

○ 楠委員 私は長官に聞いたりお願
いをしたいのですが、特に委員長
がそういうことを言われますので、簡
単に一つ結論だけ申し上げます。
これはこの前の委員会でも私長官に
お願ひをしておいたのであります。國
有林の払い下げについて、營林署の

各地区によつて異なると思ひますが、地元の零細企業あるいは公共団体に特に優先的に払い下げを行なつてもいいらしいということです。私はいろいろ体的な例を知つておりますが、それは申し上げません。少くとも年間使用量五百石か一千石くらいまでは満配の形ぐらいにしてもいいのではないか。候にひどい営林署になりますと、どうもお前は社会党系だから材木の払い下げはやらぬ。私どもの地元で、ちょいちょい陳情を受けたり様子を見ておりますと、特定の大好きな業者が非常にたくさん払い下げを受け、小さい企業が倒産をしておるという例が多いのです。私ども地元へ帰りますと、こういう零細の企業から盛んにその苦情が聞かれます。この前も申し上げたのであります。この前も申し上げたのであります。ですが、そうした連中が行ってお顧みをしたときには、あの材木は売らなければ、こう言いながら、特定の人には時期を少し経て払い下げをしておられる、こういう例もあります。私がおそれるのは、今全購連がああした問題意識を抱しておりますが、規模は小さいけれども、必ずやあのよくな職といいますか汚職といいますか、そういうことを徹底していただきたいと思います。多くは言いません。委員長の注意がありましたので簡単に結論だけ申し上げておきます。

え方で処理いたしておることにつきましては、従来幾度も実情を申し上げておりますが、同じ地元工場に対しましても、特に零細なものではその人たちのお作りになつておりますが、協同組合というようなものにつきましては、その稼業のための材料を供給いたします。たしかにそれは最も優先的にいたしたいと考えておるのであります。ただし隨意契約によつて売り払います。場合の対象はあくまで製造業者の原物料を最小限度確實に売り払つて参る、こういう原則に立つておりますので、何がしかやはり製造業者ということの必要はあるかと思ひます。それから地元の公共用材等につきましては、これはまた随意契約によりましてきわめて優先的に売り払うという道が開かれておりますので、そういう方向でやるように努めたいと思います。

ん。ですから今すぐどうするということもこれはできるものではないということを私ども承知しております。従つて林野庁に対しまして申し上げた勧告には、きわめて抽象的ではありますが、なお余地があるということを申し上げております。その点一つ御了承願いたいと思います。

○吉川(久委員長代理) 本日の審査はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会をいたします。

午後五時十九分散会

昭和三十二年四月二十六日印刷

昭和三十二年四月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局